AUTOBACS SEVEN

第68期
定時株主総会招集ご通知

クルマのことなら オートバックス

株式会社 オートバックスセブン

証券コード：9832

開催情報

日 時 平成27年６月24日（水曜日）午前10時
（受付開始午前９時）

場 所 東京都江東区東陽六丁目３番３号
ホテル イースト21東京 １階 イースト21ホール
裏表紙の株主総会会場案内図をご参照ください。

議 案
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

目次

株主の皆様へ	1頁～
（ご参考）ニュースダイジェスト	3頁～
第68期 定時株主総会招集ご通知	5頁～
第68期 定時株主総会参考書類	8頁～
（添付書類）	
第68期 事業報告	25頁～
第68期 連結計算書類	49頁～
第68期 計算書類	56頁～
第68期 監査報告書	62頁～

株主の皆様へ



代表取締役社長

湧田節夫

「クルマのことならオートバックス」と、地域のお客様から信頼され、愛されるオートバックスへと変革してまいります

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜わりまして、心より厚く御礼申しあげます。

当社グループは、カー用品販売に加え車検・整備、車買取・販売における技術力、提案力の向上に注力し、地域のお客様のクルマに関するすべての要望に応えられる企業へと変革することで、ステークホルダーの皆様の利益に貢献し、企業価値の最大化を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社グループへの変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

オートバックスチェン経営理念

オートバックスは、常にお客様に最適なカーライフを提案し、
豊かで健全な車社会を創造することを使命とします。

オートバックスセブングループ行動規範

オートバックスセブングループの役員および従業員は、あらゆる企業活動の実践において、
すべてのステークホルダーの方々と信頼関係を深めながら、
ともに成長していくことを目指すとともに、以下の「行動規範」を遵守します。

お客様に対する姿勢

私たちは、お客様の立場に立ち、その安心・満足・信頼を旨とし、
最良の商品・技術・サービスを提供し、お客様のニーズにお応えします。

従業員に対する姿勢

私たちは、お互いの人格・個性を尊重し、健全な職場環境を追求します。

お取引先様に対する姿勢

私たちは、全てのお取引先様と公正な取引関係を構築し、
関係法令および契約に従って誠実な取引を行います。

株主・投資家の皆様に対する姿勢

私たちは、上場会社であることを念頭に置き、その社会的責任を自覚し、
正確な企業情報を適時・適切に開示することにより、正しい評価・理解をいただきます。

社会に対する姿勢

私たちは、社会の一員であることを自覚し、社会のルールに従うとともに、
絶えず変化する社会の期待、要請に応え、より良き社会の実現に向かって行動します。

会社財産に対する姿勢

私たちは、有形・無形を問わず、会社の財産・権利を適正に管理・保護し、
不正な使用を行いません。また、他者の財産・権利を尊重します。

反社会的勢力に対する姿勢

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、
断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。

※平成21年12月25日改訂　「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」より、行動規範のみを抜粋

ご参考

AUTOBACS SEVEN

NewsDigest

ニュースダイジェスト

平成26年4月1日～平成27年3月31日

6月 会員カードがさらに便利に『メンテナンス会員』が誕生

会員制度を一部変更し、『メンテナンス会員』を導入いたしました。従来の『オイル会員』の特典である「エンジンオイル交換・オイルエレメント交換・エアフィルター交換」の基本工賃無料に加え、「ワイパー交換・バッテリー交換・タイヤローテーション・パンク修理・ワンコインメニュー」の基本工賃などが無料となり、お客様の利便性の向上を図ります。



7月 安心をコンセプトにプライベートブランドを『AQ.』に統一

従来から展開しているプライベートブランドを『AQ.』（オートバックスクオリティ.）という名前に統一しました。“A級・永久”という高品質の意味を込めたブランドが追求するのは“安心のブランド”。「迷ったらコレ」と自信を持ってお勧めできる商品を展開してまいります。



9月 「Amazon.co.jp」購入商品の店舗での取付・交換を開始

「Amazon.co.jp」で購入されたカー用品を取付・交換するサービスを、全国のオートバックスグループ店舗で開始いたしました。

平成26年4月 5月 6月 7月 8月 9月

6月 スズキディーラーの営業を開始『スズキカーズ43道意店』オープン



株式会社スズキ自販兵庫の副代理店認定を受け、スーパーオートバックス43道意店内（兵庫県尼崎市）に、新車ディーラー『スズキカーズ43道意店』を開設。スズキ株式会社の全四輪車両を販売し、購入後の幅広いメンテナンスメニューにも対応しています。

7月 高速道路でもオートバックスパーキングエリアに2店舗出店

関越自動車道パーキングエリア「Pasar三芳」（上り線）に、カー用品専門店『オートバックスPasar三芳（上り）店』を出店いたしました。高速道路パーキングエリア内のカー用品専門店の出店は日本初となります。さらに11月には、新東名高速道路パーキングエリア「NEOPASA清水」（上下線集約）に『オートバックスNEOPASA清水店』を出店いたしました。



オートバックスPasar三芳（上り）店



オートバックスNEOPASA清水店

10月 オートバックスカーリース『まる乗り』サービス開始

「まる乗り」は、カーナビゲーションやアルミホイールなど、追加で装着したカー用品の費用もリース料に含めることができるオートバックスならではのカーリースです。どのオートバックス店舗でもメンテナンスを受けることができるのも特長です。

11月 おかげさまで オートバックスは誕生40周年

日本初のカー用品のワンストップショップであるオートバックス第１号店を大阪府大東市に出店したのが昭和49年11月。皆様に支えられ、平成26年11月に40周年を迎えることができました。今後も、常にお客様に対してクルマ生活の楽しみや利便性の向上を提供できるように貢献してまいります。



オートバックスセブン東大阪
（オートバックス第1号店）

11月 車検も任せて安心のオートバックス 安心車検 累計500万台実施突破!!

車検取り扱い開始から23年。多くのお客様からご支持いただき、車検累計実施台数が500万台を突破いたしました。今後もハイブリッド車・プラグインハイブリッド車等を含めた最新車両の整備技術の向上、車検・整備を担当するピットスタッフの技術向上に努め、より一層安心して車検・整備をお任せいただける環境を整えてまいります。

2月 電気自動車充電スタンド 100店舗設置

かねてより進めておりました電気自動車充電スタンドの設置店舗が、『スーパーオートバックス NAGOYABAY』（愛知県名古屋市）への設置をもって100店舗となりました。今後も、電気自動車やプラグインハイブリッド車を所有するお客様の利便性を高め、交通インフラの充実に寄与するため、電気自動車充電スタンドの設置を継続してまいります。



オートバックスオリジナル
電気自動車充電スタンド

10月 11月 12月 平成27年1月 2月 3月

11月 総合スーパー内に車検取次店を初出店 『車検デポ新浦安店』開設



中期経営計画に掲げる「車検拠点の拡大と利便性の向上」の一環として、連結子会社である株式会社ヤナカが、『イトーヨーカドー新浦安店』（千葉県浦安市）に『車検デポ新浦安店』を開設しました。総合スーパー内に車検取次店を出店するのは初の試みになります。

12月 マレーシアに新子会社を設立 『AUTOBACS CAR SERVICE MALAYSIA SDN.BHD』

平成７年のシンガポール初出店以来、タイ、マレーシアとアセアン地域において出店を続けてまいりましたが、新たにマレーシアのジョホール州における店舗の出店を目的として、カー用品販売および自動車関連サービスを主な事業とする子会社を設立しました。

1月 「TOKYO AUTO SALON 2015 with NAPAC」へ出展

平成27年1月9日から3日間、幕張メッセで開催された「TOKYO AUTO SALON 2015 with NAPAC」に出展いたしました。自動車メーカーや自動車用品のアフターパーツメーカーが出展する当イベントでは、レース参戦車両をはじめ、カスタマイズ車両などの計８台を展示したほか、オートバックスグループだけで購入いただける商品を展示し、係員によるインターネット販売の実演など各種サービスのご紹介を行いました。



株 主 各 位

証券コード：9832
平成27年６月３日

東京都江東区豊洲五丁目６番52号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 湧 田 節 夫

第68期 定時株主総会 招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申しあげます。当日ご出席の際は、お手数ながら、環境問題への配慮の観点から招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
※受付開始時間は午前９時となっております。

2. 場　　所　東京都江東区東陽六丁目３番３号
ホテル イースト21東京 １階 イースト21ホール

3. 目的事項

報告事項
1. 第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

4. その他議決権行使に関するご案内

(1) 当日ご出席いただけない場合は、郵送（議決権行使書）または、インターネット（電磁的方法）により議決権を行使することができます。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、**平成27年６月23日（火曜日）午後５時50分**までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。
①郵送による議決権の行使
同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご送付願います。
②インターネットによる議決権の行使
議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力の上、上記の行使期限までに受信ができるようにご送信願います。

(2) 郵送による議決権行使において、各議案に賛否の記載のない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(3) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱います。

(4) 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。

(5) 当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

(7) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載いたします。（http://www.autobacs.co.jp）

以　上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。
株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。
議決権の行使方法には以下の３つの方法がございます。

A 当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時

平成27年６月24日（水曜日）午前10時

B 書面・郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。
郵送による議決権行使において、各議案に賛否の記載のない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

行使期限

平成27年６月23日（火曜日）午後５時50分到着

C インターネットによる議決権行使

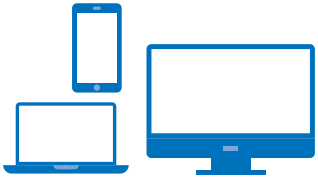

議決権行使ウェブサイト
http://www.web54.net
にアクセスしていただき
賛否をご入力ください。

行使期限

平成27年６月23日（火曜日）午後５時50分受信

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）
0120-652-031（受付時間　9:00～21:00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第68期 定時株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、「2014中期経営計画」において経営目標として定めております「連結株主資本配当率（DOE）３％以上」を維持し、経営環境、財務の安定性および収益の状況を総合的に勘案した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、上記方針に基づき、株主の皆様への還元強化を図るため、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき 金30円

総額 2,596,366,050円

なお、中間配当金として１株につき金30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり60円となります。

(3) 当該剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

２．その他剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその金額

別途積立金	10,000,000,000円

増加する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	10,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．定款変更の理由

平成26年６月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるようにするため、定款第29条第２項（取締役の責任免除）および第37条第２項（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条第２項の変更に関しましては、監査役全員より同意を得ております。

２．定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線＿＿は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
(取締役の責任免除) 第29条（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第29条（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。
(監査役の責任免除) 第37条（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第37条（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第３号議案　取締役８名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（８名）の任期が満了となります。
つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は、11頁から19頁のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当
1	湧田 節夫	再任	代表取締役 社長執行役員
2	森本 弘徳	再任	取締役 副社長執行役員 経営管理統括
3	小林 喜夫巳	再任	取締役 副社長執行役員 オートバックスチェン本部長
4	松村 晃行	再任	取締役 専務執行役員 海外・新規事業統括
5	住野 耕三	再任	取締役 常務執行役員 商品統括 兼 車検・サービス担当 兼 商品開発担当
6	島崎 憲明	再任 社外取締役 独立役員	取締役
7	小田村 初男	再任 社外取締役 独立役員	取締役
8	高山 与志子	新任 社外取締役 独立役員(予定)	—

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
２．島崎憲明、小田村初男および高山与志子の３氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２の規定、かつ当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員となる予定であります。

候補者番号 1

湧田 節夫（わくだ せつお）

満66歳（昭和23年12月25日生れ）

再　任



在任年数（本総会終結時）
12年

所有する当社株式数
80,742株

取締役会への出席状況
100%（16/16回）

当社における地位および担当

代表取締役 社長執行役員

略歴および重要な兼職の状況

昭和42年	3月	株式会社富士商会入社（現 株式会社オートバックスセブン）
平成 3年	4月	商品企画室長
平成10年	6月	取締役 チェン企画室長
平成14年	6月	エグゼクティブ・オフィサー 店舗運営指導担当
平成15年	6月	取締役 エグゼクティブ・オフィサー FC事業戦略担当
平成16年	6月	取締役Co-COO エリアドミナント戦略推進統括
平成18年	4月	取締役
平成20年	3月	代表取締役 PMO
平成20年	6月	代表取締役 社長執行役員
平成21年	4月	代表取締役 社長執行役員 チェン本部長
平成27年	4月	代表取締役 社長執行役員（現任）

◉ 株主の皆様へ

長期ビジョンであります「クルマのことならオートバックス」の実現のため、選びやすい売り場作りと親切な接遇を心がけ、地域のお客様に愛され続けるナンバーワンの店舗を目指し、国内オートバックス事業の継続的な成長を実現してまいります。

また、新たな成長戦略として、ASEANを中心とした海外事業や車関連分野を中心とした新規事業にも積極的に取り組み、中期経営計画の推進に努め、さらなる企業価値向上を目指すことで、株主の皆様の期待に応えてまいります。

◉ 取締役候補者とした理由

候補者は、代表取締役社長執行役員に就任以来、「クルマのことならオートバックス」の実現を目指し、当社グループを牽引し、企業価値の向上に尽力してまいりました。

また、取締役会において、十分かつ適切な説明を行ったうえで重要事項を決定し、業務執行の役割を十分に果たすとともに、他の取締役の業務執行を監督しております。

当社は、候補者のオートバックス事業に関する長年の実績や、代表取締役就任後の業績の回復を評価し、候補者が引き続き経営の指揮を執り、中期経営計画を推進することにより、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

もりもと ひろのり 森本 弘徳

満58歳（昭和32年６月２日生れ）

再　任



在任年数（本総会終結時）

９年

所有する当社株式数

7,600株

取締役会への出席状況

93.7%（15/16回）

当社における地位および担当

取締役 副社長執行役員 経営管理統括

略歴および重要な兼職の状況

昭和56年 3月	当社入社
平成 7年 4月	関西直営事業部 事業部長
平成14年 6月	オペレーティング・オフィサー 中部事業部担当
平成16年 9月	オフィサー エリアドミナント戦略推進担当
平成17年 4月	オフィサー エリアドミナント戦略推進担当 兼 店舗開発担当 兼 業態開発事業担当
平成18年 4月	Co-COO エリアドミナント戦略推進統括 兼 販売促進担当 兼 店舗開発担当 兼 業態開発事業担当
平成18年 6月	取締役 Co-COO エリアドミナント戦略推進統括 兼 販売促進担当 兼 店舗開発担当 兼 業態開発事業担当
平成19年 5月	取締役 Co-COO エリアドミナント戦略推進統括 兼 トータルカーライフ事業戦略推進統括 兼 店舗開発担当
平成20年 6月	取締役 常務執行役員 エリア戦略統括
平成21年 4月	取締役 常務執行役員 チェン戦略統括
平成22年 4月	取締役 専務執行役員 システム・総務統括 兼 海外事業統括 兼 海外事業担当
平成23年11月	取締役 専務執行役員 人事・総務統括 兼 内部統制担当
平成24年 4月	取締役 専務執行役員 経営管理統括
平成26年 4月	取締役 副社長執行役員 経営管理統括 兼 経理・財務担当
平成27年 4月	取締役 副社長執行役員 経営管理統括（現任）

株主の皆様へ

「クルマのことならオートバックス」を実現するために必要なことは、オートバックスチェンがお客様から真に支持・信頼されるようにならなければなりません。そのためには、まず人にフォーカスした経営に注力し、激動する経営環境に柔軟かつ機動的に対応できるよう組織の活性化を図ります。

さらに、既存事業の効率化と成長分野への投資による業績向上を図り、株主の皆様の期待に応えてまいります。

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり加盟法人との関係構築および店舗の収益向上に努めてまいりました。また、複線型人事制度の導入により、専門性を有する人材の育成を推進するなど、人事、総務および財務をはじめとする経営管理分野において、経営基盤の強化に尽力しております。

これらの経験と実績に基づき、取締役として、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

当社の企業価値向上を図るため、候補者の豊富な知識と経験を最大限に役立てることが最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

小林 喜夫巳（こばやし きおみ）

満59歳（昭和31年２月11日生れ）

再　任



在任年数（本総会終結時）
5年

所有する当社株式数
4,300株

取締役会への出席状況
100%（16/16回）

当社における地位および担当

取締役 副社長執行役員 オートバックスチェン本部長

略歴および重要な兼職の状況

昭和53年 3月	大豊産業株式会社入社（現 株式会社オートバックスセブン）
平成 7年 4月	タイヤ商品部長
平成14年 6月	オペレーティング・オフィサー 海外事業部担当
平成17年 4月	オフィサー 北関東エリア事業部長
平成19年 4月	オフィサー カー用品事業担当
平成20年 6月	執行役員 関西エリア事業部長
平成22年 4月	上席執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当
平成22年 6月	取締役 上席執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当
平成24年 4月	取締役 常務執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当
平成25年 4月	取締役 常務執行役員 営業統括 兼 チェン企画担当
平成26年 4月	取締役 副社長執行役員 オートバックスチェン副本部長 兼 チェン企画統括 兼 店舗子会社戦略担当
平成27年 4月	取締役 副社長執行役員 オートバックスチェン本部長（現任）

◉ 株主の皆様へ

取締役就任以来、お客さまのために実行すると決めたことを継続行動する人材集団育成に努めてまいりました。

激しく変化する経営環境が続くなか、今期は、当社および連結グループの中期経営計画を達成軌道に乗せるため、本部機能の効率化とお客さまとの接点拡大に向けた現場強化に集中的に取り組み、既存事業の収益拡大を図り、私たちのビジョンである「クルマのことならオートバックス」を推進し、企業価値向上に努めてまいります。

◉ 取締役候補者とした理由

候補者は、海外事業の基盤構築に貢献するとともに、国内のオートバックス事業においても、新規出店や、お客様との新たな関係を構築するマーケティングの強化に積極的に取り組むなど、長年にわたり事業の発展に尽力してまいりました。

その豊富な経験と実績に基づき、取締役として、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

当社グループの継続的な成長のため、候補者の豊富な知識と経験を最大限に役立てることが、当社グループにとって最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

松村 晃行（まつむら てるゆき）

満53歳（昭和36年11月25日生れ）

再 任



在任年数（本総会終結時）

6年

所有する当社株式数

8,263株

取締役会への出席状況

100%（16/16回）

当社における地位および担当

取締役 専務執行役員 海外・新規事業統括

略歴および重要な兼職の状況

昭和59年 3月	当社入社
平成10年 4月	中国運営部 運営部長
平成14年 6月	オペレーティング・オフィサー 南日本事業部担当
平成21年 4月	上席執行役員 関東エリア事業部長
平成21年 6月	取締役 上席執行役員 関東エリア事業部長
平成22年 4月	取締役 上席執行役員 店舗販売企画統括
平成24年 4月	取締役 常務執行役員 店舗販売企画統括 兼 IFRS担当
平成26年 4月	取締役 専務執行役員 商品統括 兼 商品企画・Eコマース担当
平成27年 4月	取締役 専務執行役員 海外・新規事業統括（現任）

株主の皆様へ

私は入社以来、店舗運営、営業、商品、サービス担当と既存事業を中心に経験してまいりました。今期より今までの経験にとらわれることなく、新たな成長戦略でありますASEANを中心とした海外事業と、車関連分野を中心とした新規事業に積極的に取り組み、将来に向けた新たな基盤づくりに着手してまいります。

企業価値向上を目指し素早く柔軟に取り組んでまいります。

取締役候補者とした理由

候補者は、オートバックス事業において、「車検・整備」、「車買取・販売」を拡大するとともに、インターネットを活用した商品やサービスの提供など、お客様の利便性の向上に取り組み、事業基盤の強化に尽力してまいりました。

これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

当社の新規事業および海外事業を将来の成長の柱として確立するため、候補者の豊富な知識と経験を最大限に活かすことが、当社グループにとって最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

住野 耕三（すみの こうぞう）

満57歳（昭和32年10月１日生れ）

再　任



在任年数（本総会終結時）
1年

所有する当社株式数
40,599株

取締役会への出席状況
100%（11/11回）※

当社における地位および担当

取締役 常務執行役員 商品統括 兼 車検・サービス担当 兼 商品開発担当

略歴および重要な兼職の状況

昭和59年 4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
昭和60年 6月	当社 入社
平成 7年 2月	商品開発部長
平成12年 6月	取締役 総務部長 兼 人事部、総務部管掌
平成14年 6月	取締役 エグゼクティブ・オフィサー 人事、総務、法務、情報システム担当
平成15年10月	取締役 エグゼクティブ・オフィサー 新規事業開発担当
平成17年 4月	取締役 オフィサー 海外事業戦略推進担当
平成19年 4月	オフィサー 経理担当 兼 情報システム担当
平成19年 5月	株式会社オートバックスシステムソリューション 代表取締役社長
平成20年 6月	執行役員 商品戦略企画担当 兼 カー用品事業担当
平成21年 4月	上席執行役員 商品統括
平成22年 4月	上席執行役員 内部統制担当
平成23年 4月	パルスター株式会社 代表取締役社長
平成26年 6月	取締役 常務執行役員 商品開発担当
平成27年 4月	取締役 常務執行役員 商品統括 兼 車検・サービス担当 兼 商品開発担当（現任）

※平成26年６月24日就任のため、６月23日以前開催のものは除いております。出席すべき定例取締役会は10回、臨時取締役会は１回となります。

▶ 株主の皆様へ

大きな時代の変化と厳しい市場環境を再成長のチャンスと考え、時流およびお客様のニーズに合わせたカー用品の品揃えと的確な情報提供により、お客様に愛される地域一番の店づくりを目指します。

また、「車検・整備」、「車買取・販売」の拡大により収益基盤を築くとともに、「カー用品」と合わせた３つのビジネスの相乗効果の最大化を図ることが、さらなる成長や企業価値の向上に資すると考え、スピード感を持って取り組むことでステークホルダーの皆様のご期待に応えてまいります。

▶ 取締役候補者とした理由

候補者は、オートバックス事業における営業部門や商品部門をはじめ、経営管理、新規事業および海外事業などの広範な分野において実績を積み重ねてまいりました。また、昨年の就任以来、プライベートブランド商品の開発に積極的に取り組んでおります。

これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

オートバックス事業において商品戦略をさらに発展させるため、候補者の豊富な知識と経験を最大限に役立てることが、当社グループにとって最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

島崎（しまざき） 憲明（のりあき）

再　任　社外取締役　独立役員

満68歳（昭和21年８月19日生れ）



在任年数（本総会終結時）

４年

所有する当社株式数

4,600株

取締役会への出席状況

100%（16/16回）

当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

略歴および重要な兼職の状況

昭和44年 4月	住友商事株式会社入社
平成10年 6月	同社 取締役
平成14年 4月	同社 代表取締役 常務取締役
平成15年 1月	金融庁 企業会計審議会委員
平成16年 4月	住友商事株式会社 代表取締役 専務執行役員
平成17年 4月	同社 代表取締役 副社長執行役員
平成20年 7月	社団法人日本経済団体連合会 企業会計部会長
平成21年 1月	国際財務報告基準財団（IFRS財団）評議員
平成21年 7月	住友商事株式会社 特別顧問
平成22年 1月	BNPパリバ証券株式会社 経営諮問委員会 委員（現任）
平成23年 6月	公益財団法人財務会計基準機構 理事
平成23年 6月	当社 社外取締役（現任）
平成23年 6月	日本証券業協会 公益理事 自主規制会議議長（現任）
平成25年 9月	IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー（現任）
平成25年 9月	日本公認会計士協会 顧問（現任）
平成26年 3月	SBIホールディングス株式会社 経営諮問委員会 委員（現任）
平成26年 6月	一般社団法人 XBRL Japan 会長（現任）

株主の皆様へ

既存ビジネスであるカー用品、車買取・販売、車検・整備の３事業については、中期経営計画の着実な実行による数値目標の達成が必須です。加えて、新たなビジネスの発掘・育成により収益基盤を拡充することも重要な経営課題であり、それらの実現に向けて適切な助言を行います。さらに、当社の課題の一つがROEの向上にあることを認識しつつ、株主資本の有効活用やコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実などについて、今までの経験を活かし対応します。

社外取締役候補者とした理由

候補者は、事業会社における経理、財務をはじめ、人材開発、リスクマネジメント、経営戦略などに関する広範かつ豊富な経験と見識を有しております。

また、長年にわたり、企業経営者や会計等に関する公的職務において、業務執行のみならず、監視・監督の役割をも担ってまいりました。

これらの豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から積極的に発言を行い、また、重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

昨年に引き続き、社外取締役および独立役員として、当社の経営を監督することが最適であると判断しましたので、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **7**

小田村 初男（おだむら はつお）

再　任　社外取締役　独立役員

満65歳（昭和24年11月９日生れ）



在任年数（本総会終結時）

1年

所有する当社株式数

200株

取締役会への出席状況

100%（11/11回）※

当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

略歴および重要な兼職の状況

昭和47年 4月	警察庁入庁
昭和57年 4月	在タイ日本国大使館一等書記官
平成 4年 8月	佐賀県警察本部長
平成10年 4月	長野県警察本部長
平成11年 8月	広島県警察本部長
平成13年 9月	近畿管区警察局長
平成14年 4月	警察庁長官官房国際部長
平成16年 1月	皇宮警察本部長
平成18年 1月	警察庁退官
平成18年 2月	警察職員生活協同組合 参与
平成18年 6月	財団法人都市防犯研究センター 専務理事
平成20年12月	財団法人交通事故総合分析センター（現 公益財団法人交通事故総合分析センター）理事長
平成26年 6月	当社 社外取締役（現任）
平成26年11月	株式会社タイトー 顧問（現任）

※平成26年６月24日就任のため、６月23日以前開催のものは除いております。出席すべき定例取締役会は10回、臨時取締役会は１回となります。

◉ 株主の皆様へ

昨年の消費増税の影響などで、国内の自動車販売が落ち込む中、オートアフター市場も大変厳しい環境にあります。一方、政府において閣議決定された「日本再興戦略」に基づき「スチュワードシップ・コード」および「コーポレートガバナンス・コード」が策定されました。これは我が国の成長戦略の一環として策定されたもので、「健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを主眼に置いている」ものです。コーポレートガバナンス・コードを着実に実行することにより、企業価値の向上に貢献していきたいと考えております。

◉ 社外取締役候補者とした理由

候補者は、反社会的勢力排除を含む危機管理や組織運営に関する豊富な知識と経験を有しております。また、道路交通関連の職務を通じ、交通社会に関する高い見識を有しております。

これらの経験と見識に基づき、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から発言を行い、また、重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

昨年に引き続き、社外取締役および独立役員として、当社の経営を監督することが最適であると判断しましたので、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 8

高山 与志子（たかやま よしこ）

満58歳（昭和31年８月９日生れ）

新　任



在任年数（本総会終結時）

―

所有する当社株式数

―

取締役会への出席状況

―

当社における地位および担当

―

略歴および重要な兼職の状況

昭和55年 4月	アメリカ銀行 東京支店 入社
昭和62年 6月	メリルリンチ証券会社 ニューヨーク本社 入社
平成 2年12月	同社 東京支店 ヴァイスプレジデント
平成10年12月	トムソン・ファイナンシャル・インベスター・リレーションズ 東京支店 アジア・パシフィック地域ディレクター
平成13年 6月	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 マネージング・ディレクター
平成15年 3月	同社 マネージング・ディレクター 取締役（現任）
平成22年 6月	International Corporate Governance Network 理事（現任）
平成22年10月	特定非営利活動法人 日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事（現任）
平成22年10月	地方公務員共済組合連合会 資金運用基本問題研究会 委員（現任）

（注）International Corporate Governance Networkの理事につきましては、平成27年６月３日をもって退任予定であります。

株主の皆様へ

私は、コーポレート・ガバナンスおよびインベスター・リレーションズの分野において、国内外の活動・業務に長年にわたって携わってまいりました。これまでの経験や知識にもとづき、コーポレートガバナンス・コードの精神を尊重しながら、取締役会での審議や経営陣などとの議論を通じて、当社がクルマ社会のインフラ企業として持続的な成長を実現し、株主の皆様との健全な対話を継続することに貢献したいと思います。

社外取締役候補者とした理由

候補者は、略歴のとおり、ファイナンスやM&Aなどに関するアドバイスの経験に加え、IR、コーポレート・ガバナンスの分野における取締役会評価の支援やIR活動の支援など企業へのコンサルティングの経験と実績を有しております。

当社は、候補者のそれらの経験と実績を高く評価し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築やIRに対する助言に期待するとともに、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から当社の経営の監督を行っていただくため、新任の社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

1 社外取締役候補者の独立性

島崎憲明、小田村初男および高山与志子の３氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、３氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件（平成27年４月１日改定）」（24頁をご参照ください。）を満たしております。

2 社外取締役候補者との責任限定契約について

社外取締役候補者の島崎憲明および小田村初男の両氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が再任されますと、同契約を継続する予定であります。

また、社外取締役候補者の高山与志子氏が選任されますと、当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

締結予定の責任限定契約の内容の概要は、本総会に上程しております「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決された場合、以下のとおりとなります。なお、現在の責任限定契約の内容の概要は、39頁をご参照ください。

［責任限定契約の内容の概要］

責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める下記 a）および b）の合計金額となります。

a）その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に２を乗じて得た額。

b）当社の新株予約権（会社法第２条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第３項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

3 社外取締役候補者と当社との特別の利害関係

社外取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

4 社外取締役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に、当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、ならびに当該候補者がその事実の発生予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為について

該当ありません。

第４号議案　監査役２名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役清原敏樹および坂倉裕司の両氏の任期が満了となります。
つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、以下のとおりであり、監査役候補者に関する事項は、21頁から23頁のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位
1	清原 敏樹	再任 社外監査役 独立役員	監査役
2	坂倉 裕司	再任 社外監査役 独立役員	監査役

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
２．清原敏樹および坂倉裕司の両氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２の規定、かつ当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員となる予定であります。

候補者番号 1

清原 敏樹（きよはら としき）

再　任　社外監査役　独立役員

満65歳（昭和24年８月３日生れ）



在任年数（本総会終結時）

４年

所有する当社株式数

900株

取締役会への出席状況

100%（16/16回）

当社における地位

社外監査役 独立役員

略歴および重要な兼職の状況

昭和47年 4月	三井物産株式会社入社
昭和59年 2月	豪州三井物産株式会社 Manager of Textile Division
平成 5年 6月	三井物産株式会社 関西支社 繊維資材部インテリア寝装室長
平成 9年10月	同社 繊維総括部企画業務室長
平成11年10月	同社 繊維本部繊維素材リビング部長
平成16年 4月	同社 ライフスタイル事業本部 マーチャンダイジング部長
平成17年 6月	三井物産テキスタイル株式会社 代表取締役社長
平成22年 7月	三井物産テクノプロダクツ株式会社 顧問 （平成20年11月に三井物産テキスタイル株式会社から社名変更）
平成23年 6月	当社 社外監査役（現任）

◉ 株主の皆様へ

本年５月に施行された改正「会社法」「会社法施行規則」では、企業統治の在り方や親子会社間の規律に関して多くの見直しが行われました。また、６月からは証券取引所において新たな「コーポレートガバナンス・コード」が実施されており、これらにより今後の企業統治形態は大きく変わっていくことが予想されます。私と致しましては、過去４年間の監査役の業務経験をベースに、これらの変化に適切に対応し当企業集団のコーポレート・ガバナンス向上に資するよう、また、企業価値の向上に繋がるよう、監査役としての活動を行ってまいります。

◉ 社外監査役候補者とした理由

候補者は、総合商社における営業、企画、組織改革などの幅広い知識と実績に加え、事業会社の代表取締役としての経験を有しております。

これらの経験に基づき、会計監査人や内部監査部門、連結グループの監査役等と緊密な連携を図るとともに、社内の主要な会議にも積極的に出席することで当社事業に関する理解を深め、社外監査役ならびに独立役員として一般株主保護の観点から適時、適切な発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。

引き続き、社外監査役ならびに独立役員として、当社の経営を監査することが最適であると判断しましたので、社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 2

坂倉 裕司（さかくら ゆうじ）

再　任　社外監査役　独立役員

満64歳（昭和26年５月３日生れ）



在任年数（本総会終結時）

４年

所有する当社株式数

900株

取締役会への出席状況

100%（16/16回）

当社における地位

社外監査役 独立役員

略歴および重要な兼職の状況

昭和49年 4月	日商岩井株式会社入社
平成10年 4月	同社 市場金融部長
平成11年 6月	日商岩井証券株式会社 代表取締役社長
平成16年 3月	フィデス証券株式会社 代表取締役社長
平成17年 4月	イー・トレード証券株式会社　執行役員 法人営業部長
平成17年 9月	GCA株式会社 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
平成18年 5月	同社 取締役 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
平成19年 7月	GCAサヴィアン株式会社 チーフ・デベロップメント・オフィサー
平成23年 5月	リレーションズJAPAN株式会社 代表取締役（現任）
平成23年 6月	当社 社外監査役（現任）
平成26年 3月	株式会社フルキャストホールディングス 社外監査役（現任）

株主の皆様へ

４年間、社外監査役として不正や不当がないかを監視するため、取締役会に適時、具申または助言することに注力してまいりました。コーポレート・ガバナンスに対する注目度が飛躍的に高まっている状況下、引き続き株主の皆様の期待にお応えし、当社の持続的な企業価値向上のため監査役の職務を果たしてまいる所存です。

社外監査役候補者とした理由

候補者は、総合商社において国際金融や資本市場を中心とした財務業務に長年経験を有し、金融自由化の中で証券会社の設立、運営の中心的な役割を果たしました。

このような財務・会計・資本市場に関する経験をもとに、会計監査人や内部監査部門、連結グループの監査役等と緊密な連携を図るとともに、社内の情報収集に積極的に努め、社外監査役ならびに独立役員として、一般株主保護の観点から、適時、発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。

引き続き、社外監査役ならびに独立役員として、当社の経営を監査することが可能であると判断しましたので、社外監査役候補者といたしました。

社外監査役候補者に関する特記事項

1 社外監査役候補者の独立性

清原敏樹および坂倉裕司の両氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。また、両氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件（平成27年４月１日改定）」（24頁をご参照ください。）を満たしております。

2 社外監査役候補者との責任限定契約について

社外監査役候補者の清原敏樹および坂倉裕司の両氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が再任されますと、同契約を継続する予定であります。

また、締結予定の責任限定契約の内容の概要は、本総会に上程しております「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決された場合、以下のとおりとなります。なお、現在の責任限定契約の内容の概要は、39頁をご参照ください。

［責任限定契約の内容の概要］

責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める下記 a）および b）の合計金額となります。

a）その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に２を乗じて得た額。

b）当社の新株予約権（会社法第２条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第３項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

3 社外監査役候補者と当社との特別の利害関係

社外監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

4 社外監査役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に、当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不正な業務執行が行われた事実、ならびに当該候補者がその事実の発生予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為について

該当ありません。

社外役員の独立性要件

当社の独立役員とは、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役あるいは社外監査役であるとともに、以下の独立性要件を満たす者をいう。

なお、以下の独立性要件に抵触する事態が発生した時点で、独立性を失うものとする。

1 当社および当社の関係会社（以下、併せてオートバックスセブングループという）ならびに特定の企業等と、次に挙げる利害関係をもたないこと。

（1）当事業年度を含む最近３年間に、オートバックスセブングループから１会計年度あたり１千万円を超える報酬（当社からの役員報酬を除く）、その他の財産を受け取っていないこと。

（2）当事業年度を含む最近３年間に、オートバックスセブングループの監査を担当した監査法人に所属していないこと。

（3）以下の企業等（持株会社を含む）の取締役、執行役（員）、部長などの重要な業務執行者（以下、総称して業務執行取締役等）として従事していないこと。

①当事業年度を含む最近３年間のいずれかにおいて、オートバックスセブングループとの業務、取引の対価の支払額または受取額が、１会計年度あたり、当社あるいは相手先の売上高[注1]の２％以上となる顧客、取引先[注2]

②当事業年度を含む最近３年間において、オートバックスセブングループの資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

③当事業年度を含む最近５年間に、当社の大株主（発行済み株式総数の10％以上の保有）である企業等

④オートバックスセブングループが現在大株主（発行済み株式総数の10％以上の保有）となっている企業等

⑤オートバックスセブングループと現在取締役の相互兼任（株式の持合いによる取締役の相互派遣）の関係を有する企業等

2 当事業年度を含む最近５年間の、オートバックスセブングループの業務執行取締役等の配偶者、２親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。

3 第１項に該当する者の配偶者、２親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。

4 独立役員としての職務を果たすことができないその他の事情を有していないこと。

（注１）「営業収益」など売上高に該当する勘定科目を含む。また、連結会計制度の適用を受けている会社は連結売上高とする。
（注２）１－（２）以外の監査法人、弁護士事務所、およびコンサルタント会社などを含む。

平成22年2月24日制定
平成27年4月　1日改定

第68期 事業報告（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）事業の経過および成果

【事業環境】

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府や日本銀行による経済・金融政策の効果もあり、緩やかな回復基調が継続しているものの、個人消費におきましては、消費税増税による駆け込み需要の反動に加え、長引く消費マインドの低迷と消費者の節約志向の高まりなどにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。国内の自動車関連消費につきましても、消費税増税後の新車・中古車需要の低迷が継続し、全般的に厳しい状況となりました。

【国内店舗における営業状況】

当連結会計年度における国内オートバックスチェン（フランチャイズチェン加盟法人店舗を含む）の全業態の売上高は、前年同期比で既存店11.0%の減少、全店9.9%の減少となりました。

国内オートバックスチェンでは、オートバックス誕生40周年記念キャンペーンなど販売促進施策の実施、プライベートブランド「AQ.（オートバックス クオリティ.）」の販売開始、新しい会員制度である「メンテナンス会員」の導入など、「カー用品販売」、「車検・整備」、「車買取・販売」を三本柱に、今まで以上に全てのドライバーに支持・信頼いただくための取り組みを行ってまいりました。

「カー用品販売」におきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動と新車販売の不振や個人消費の冷え込みに加え、カーナビゲーションの単価下落や大都市における降雪が前年度と比較して少なかったことなどにより、売上が減少いたしました。

国内オートバックスチェンの売上高および客数の推移

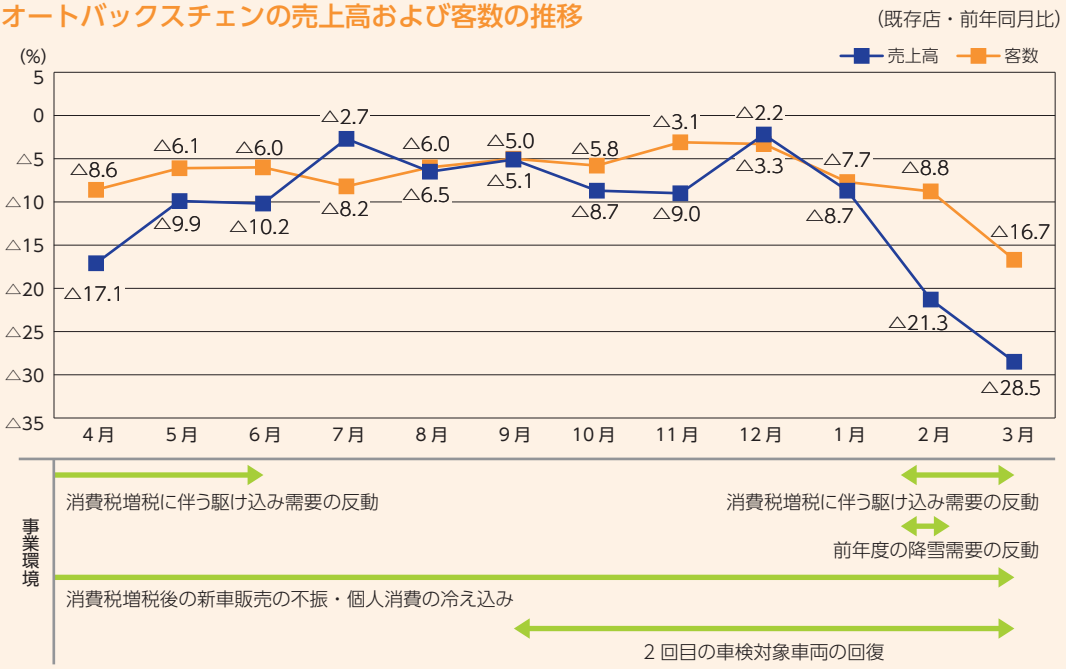

「車検・整備」におきましては、リーマンショックから５年後にあたり、上期は２回目の車検対象の車両が減るという厳しい環境もあったものの、店舗におけるお客様に対するご案内を強化した結果、車検実施台数は前年同期比1.4％増加の58万９千台となりました。

車検実施台数と指定店舗数※

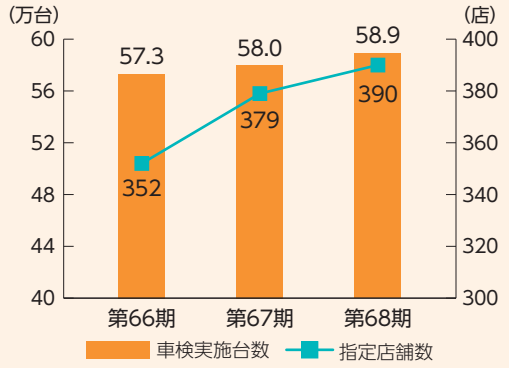

※指定店舗：指定工場（国に代行して車検を実施することができる工場）を保有する店舗

「車買取・販売」におきましては、カーズ加盟店舗を前年度末の359店舗から451店舗に拡大し、全国規模での販売促進を行い、車両の買取や販売を強化したことにより総販売台数は3.4％増加の２万３千９百台となりました。

車販売台数とカーズ加盟店舗数の推移

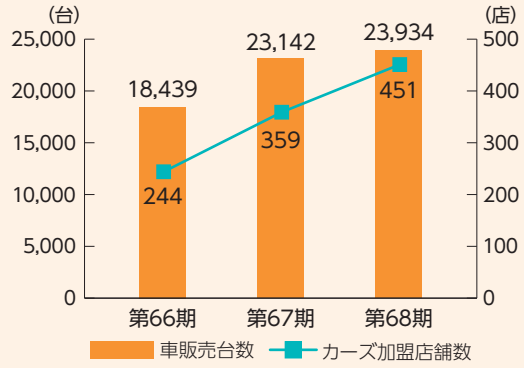

【出退店の状況】

国内における出退店は新規出店が13店舗であり、平成26年３月末の571店舗から13店舗増加の584店舗となりました。

第68期の国内出退店

期末　国内店舗数584店舗

	平成26年3月31日現在店舗数	出店	業態転換・S/B・R/L		退店	平成27年3月31日現在店舗数	増減
			＋	―			
オートバックス	478	13	0	0	0	491	13
スーパーオートバックス	75	0	0	0	0	75	0
オートバックスセコハン市場	10	0	0	0	0	10	0
オートバックスエクスプレス	8	0	0	0	0	8	0
合　計	571	13	0	0	0	584	13

(注) 1. インショップ形態のオートバックスセコハン市場は８拠点で展開しておりますが、店舗数には含めておりません。
2. S/BおよびR/Lは、スクラップアンドビルドおよびリロケーションを略したものであります。



オートバックス銚子西店（千葉県銚子市）
新規オープン　平成26年８月８日



オートバックス春日フォレストシティ（福岡県春日市）
新規オープン　平成26年10月23日

【連結業績の概況】

当社グループの当連結会計年度における売上高は、前年同期比9.6％減少の2,094億54百万円、売上総利益は前年同期比13.0％減少の669億２百万円、販売費及び一般管理費は前年同期比3.9％減少の604億98百万円となりました。営業利益は前年同期比54.1％減少の64億３百万円となりました。経常利益は前年同期比49.8％減少の82億50百万円となりました。また、特別利益として株式会社オートバックス神奈川の株式売却に伴う関係会社株式売却益を４億１百万円、株式会社ブロードリーフの株式売却に伴う投資有価証券売却益を６億55百万円計上いたしました。これらの結果、当期純利益は前年同期比52.9％減少の46億９百万円となりました。

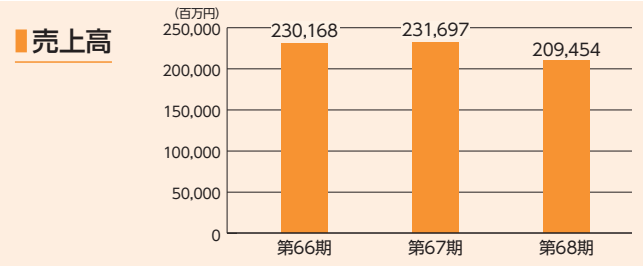

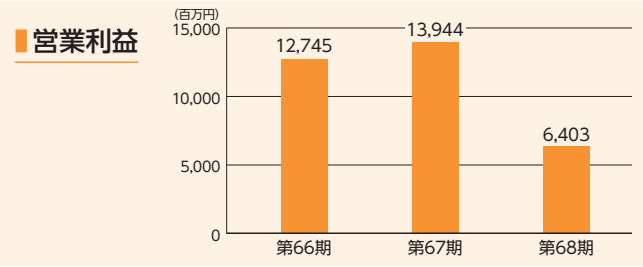

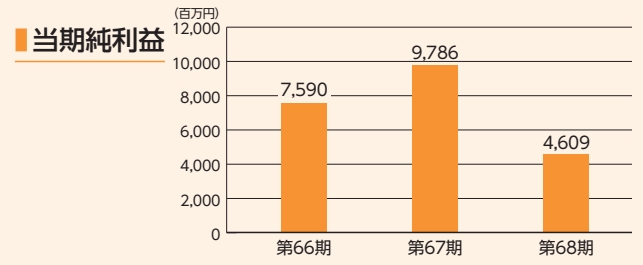

セグメント別の業績につきましては、以下のとおりであります。

＜当社＞

売上高は、前年同期比9.2％減少の1,668億28百万円となりました。消費税増税後の需要低迷に対して、店舗売上の拡大を図るべく、販売促進施策の強化をしたものの、カー用品の卸売売上が減少いたしました。売上総利益は、タイヤ・ホイールなどの商品の売上総利益率が上昇したものの、全体的な売上高の減少に伴い、前年同期比11.1％減少の346億73百万円となりました。販売費及び一般管理費は、主に管理可能な経費の削減に努めつつ、マス媒体を通じた広告宣伝や販売促進を強化したことにより、前年同期比0.6％増加の258億37百万円となりました。これらの結果、営業利益は前年同期比33.7％減少の88億36百万円となりました。

＜国内店舗子会社＞

売上高は、前年同期比16.6％減少の678億83百万円、営業損失は19億24百万円（前年度は５億55百万円の営業利益）となりました。消費税増税後の反動と需要の低下の影響が大きく、「カー用品販売」および「車検・整備」の売上が減少いたしました。しかしながら、「車買取・販売」は取り組み強化により売上が前年同期比で増加いたしました。売上総利益は、タイヤ・ホイールなどの商品の売上総利益率が上昇したものの、全体的な売上高の減少に伴い、前年度より減少いたしました。販売費及び一般管理費は、販売促進を強化しつつ管理可能な経費の削減に努めたことに加え、フランチャイズチェン加盟法人への店舗譲渡などにより減少いたしました。

＜海外子会社＞

売上高は、前年同期比3.7％減少の99億85百万円、営業損失は１億77百万円（前年度は11百万円の営業利益）となりました。現地通貨ベースによる各国の状況は、フランスは、景気の低迷などを受け、サービス売上などが低調となり売上高および売上総利益が減少し、営業損失が拡大いたしました。中国では、同国における小売ビジネスの再整備のために、上海の店舗を平成26年９月に退店いたしました。このため売上高は減少したものの、営業損失は改善いたしました。タイは、下期に新店舗を２店舗開店いたしましたが、不採算店の閉店に伴い売上高が減少し、これに伴うコストの改善により営業損失は縮小いたしました。シンガポールは、自動車の新規登録台数の減少などの影響で売上高が減少し売上総利益率が低下したものの、経費の削減に努めたことにより、営業利益は増加いたしました。

＜事業子会社＞

売上高は、前年同期比1.5％増加の153億96百万円となり、営業利益は前年同期比79.2％減少の53百万円となりました。主にパルスター株式会社において新規取引先に対する売上が増加したものの、これに伴う経費も増加したことなどにより、営業利益が前年同期比で減少いたしました。

＜機能子会社＞

売上高は、フランチャイズチェン加盟法人に対する店舗設備のリース売上などの減少により、前年同期比3.1％減少の30億51百万円、営業利益は前年同期比0.6％減少の４億29百万円と前年度並みとなりました。

＜営業利益における連結調整の内容＞

セグメントの営業利益の合算額から連結営業利益への調整額は、前年同期に比べ１億72百万円増加の８億12百万円でありました。前年度からの連結調整額の変化の主な項目といたしましては、当社から国内店舗子会社に販売した商品などにおける未実現利益が増加したことなどにより棚卸資産の調整額が増加したことや、フランチャイズチェン加盟法人の子会社化に伴うのれん償却額が増加したことなどであります。

セグメントごとの売上高、営業利益

	当　社	国内店舗子会社	海外子会社	事業子会社	機能子会社	合計※
売上高　（百万円）	166,828	67,883	9,985	15,396	3,051	263,145
前年比　（%）	△ 9.2	△ 16.6	△ 3.7	1.5	△ 3.1	△ 10.4
営業利益　（百万円）	8,836	△ 1,924	△ 177	53	429	7,216
前年比　（%）	△ 33.7	—	—	△ 79.2	△ 0.6	△ 50.5

※　合計は連結調整前の単純合算数値

連結上のセグメントについて

当社グループ連結セグメントの概要

（平成27年３月末現在）

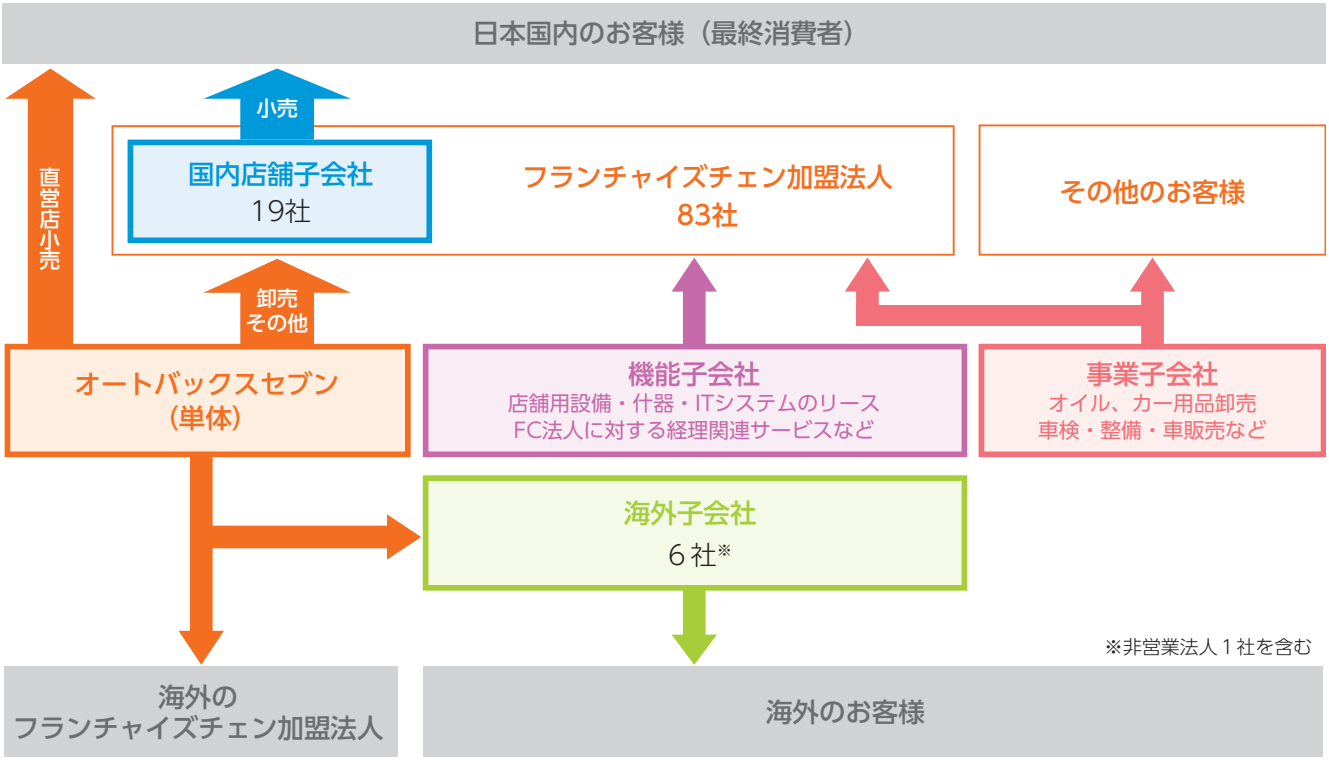

【中期経営計画の進捗状況】

当社グループは、当連結会計年度から４年間にわたる「2014中期経営計画」に沿って各施策を推進し、「クルマのことならオートバックス」の実現を目指し、新たな事業領域へも積極的に取り組んでまいりました。

①事業戦略

当社グループは、「国内オートバックス事業の収益拡大と新たな事業の育成」を基本方針に掲げ、国内オートバックス事業を環境変化に対応させ、新たな収益の柱として、海外事業および新規事業を育成することに挑戦しております。国内オートバックス事業におきましては、お客様の利便性の向上と安心の提供を軸に、メンテナンス関連商品や車検・整備を推進するとともに、車の買取・販売を強化してまいりました。

「カー用品販売」におきましては、タイヤの販売に注力し、新たな販売拠点として「タイヤ専門館」を平成27年３月末までに６店舗出店するとともに、高品質な商品をお求めやすい価格で提供したいとの思いから、国内有名メーカーとの協働により、オートバックス専売タイヤ「ESPORTE（エスポルテ）AB01」の販売を開始いたしました。

また、オートバックスのプライベートブランドを「あんしん、いちばん。」をコンセプトとした「AQ.（オートバックス クオリティ.）」に統一いたしました。

「車検・整備」におきましては、オートバックスの成長分野のひとつである車検販売の拡大を目指し、その体制を強化するため専門部署を設置いたしました。さらに車検のインターネット予約の推進や車検コンタクトセンターの本格稼働、メンテナンスパックの導入促進に取り組み、お客様の利便性の向上に努めてまいりました。

これらの取り組みの結果、オートバックスグループの車検累積実施台数は500万台を突破いたしました。

「車買取・販売」におきましては、全店での取り扱いを目標として展開を進めており、平成27年３月末現在451店舗が実施しております。

新たな取り組みといたしましては、平成26年６月に株式会社スズキ自販兵庫の副代理店の認定を受け、スーパーオートバックス43道意店（兵庫県尼崎市）において、カーディーラーとして「スズキカーズ43道意店」を開設いたしました。これにより、今まで以上に新車販売時にオートバックスの強みであるカー用品やその取り付けを提供することが可能となり、お客様のニーズに幅広くお応えしております。

また、平成26年10月には、全国のオートバックスグループ店舗でメンテナンスが受けられる「オートバックスカーリース『まる乗り』」を販売いたしました。

「CRM戦略の推進」におきましては、顧客データの整備、分析などの取り組みを推進し、お客様とオートバックスグループとのつながりをさらに強化してまいりました。お客様の購買履歴や趣味嗜好などに基づき、一人ひとりに適した商品やサービスの提案を行うための新たな顧客システムを構築いたしました。

「E-コマースの強化」におきましては、オートバックスグループの重要な販売チャネルのひとつとして位置づけ、引き続き自社通販サイトの充実を図っております。

全店で実施している「オイル交換WEB予約」において、事前に商品選びができる機能を追加し、さらに店舗での待ち時間を短縮することでお客様満足の向上に努めてまいりました。また、インターネットでの購入商品を店舗で取り付けることにより、店舗とインターネットとの融合を図っております。

「海外事業」におきましては、不採算店舗の閉鎖など経営体制の強化を進めつつ、今後成長が見込めるASEAN地域に注力してまいりました。マレーシアにおきましては、カー用品販売および自動車関連サービスを主な事業とする現地子会社を設立いたしました。

また、タイにおきましては、タイヤ、エンジンオイル、バッテリーなどのメンテナンス商品を中心とした店舗を新たに２店舗出店し、小型ながらも商業集積地内へ出店することにより、お客様の利便性を高めてまいりました。これによりタイ国内における店舗数は５店舗となりました。

②CSR・リスクマネジメント

当社は、大規模災害時に店舗を災害時帰宅支援ステーションとして利用していただく協定を各自治体と締結し、平成27年３月末現在で支援可能な店舗を320店舗に拡大いたしました。その他、本社近隣および富士山麓の清掃活動やISO14001認証に伴う環境保全活動などに引き続き取り組んでまいりました。

また、リスクマネジメントといたしましては、オートバックスグループにおけるリスクの洗い出し、優先順位づけを行い、その対応について執行役員間で共有し、リスク管理の向上を図ってまいりました。さらに、フランチャイズチェン加盟法人のコンプライアンス体制の強化に取り組んでまいりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主に新規出店に係る建物および構築物の取得のほか、店舗管理システムの開発・改訂などの情報システム投資その他に対し総額61億27百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、グループ全体として運転資金需要等に対する借り換え等により資金調達を行いましたが、返済額が調達額を上回ったため、短期借入金、長期借入金および社債の残高が16億31百万円の減少となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは当連結会計年度より「2014中期経営計画」をスタートし、オートバックス事業の収益拡大と新たな事業の育成を図り、「連結営業利益180億円」、「連結ROE８％」、「連結DOE３％以上の維持」を目標として進めてまいりました。

当連結会計年度の計画におきましては、長期的な市場の縮小傾向に加え、消費税増税前の駆け込み需要に対する反動減を第１四半期において見込んでいたものの、その影響が長期にわたるなど、オートバックス事業環境の低迷は当初の想定を上回るものでありました。

これらの状況を鑑み、当初の計画どおり目標を達成することは困難であると判断し、「2014中期経営計画」を見直すことといたしました。平成27年５月に発表いたしましたとおり、計画の基本方針は変更しないものの、連結営業利益額など一部の数値目標と事業戦略につきましては見直しを図り、新たな目標と具体的な施策を改めて設定いたします。

なお、見直しました「2014中期経営計画」の概要は以下のとおりです。数値目標など詳細は現在精査中であり、決定次第発表いたします。

①中期経営計画の全体概要

国内オートバックス事業の収益を拡大するとともに、海外事業、新規事業を将来における収益の柱として中長期的な視点で育成する基本方針は変更いたしません。

また、株主還元を重視するとともに、資本効率の向上を図る財務戦略の基本的な考え方も変更いたしません。

一方、国内オートバックス事業の具体的な戦略および施策については見直しを図り、厳しい事業環境の中、新たに設定する数値目標の実現を目指してまいります。

なお、計画期間は平成30年３月期までとし当初の計画から変更はございません。

②国内オートバックス事業戦略の概要

事業戦略方針につきましては、当初の計画のとおり、「顧客価値の再構築による競争優位性の確立<お客様への利便性と安心の提供>」に向け、「カー用品販売」、「車検・整備」、「車買取・販売」を通じて、お客様とつながり続ける関係の構築と接点強化を戦略の軸とした施策の展開を図ってまいります。

これまでオートバックスでカー用品を中心にご利用いただいていたお客様に、車検やメンテナンスなどピットサービスをご利用いただけるよう積極的にアプローチすることで、「クルマのことならオートバックス」と車に関するあらゆる場面でオートバックスをご利用いただくことを目指してまいります。

また、そのために最大の経営資源である店舗網と顧客データの活用に注力し、オムニチャネル構想を進めてまいります。

③海外事業戦略の概要

事業戦略方針および重点施策について変更はございません。

成長期であるASEAN地域を中心に、現地企業とのパートナーシップを積極的に活用し、小売事業だけではなく卸売などの周辺事業においてもスピードをもった事業展開を推進してまいります。

④新規事業戦略の概要

事業戦略方針および重点施策について変更はございません。

オートバックス事業との相乗効果の有無にかかわらず、車関連分野を中心に、将来の収益の柱となる事業を模索し、M&Aや提携を積極的に活用した事業展開を早急に図ってまいります。

なお、平成27年４月にBMW正規ディーラーである株式会社アウトプラッツとMINI正規ディーラーであるその子会社の株式会社アウトプラッツモータースの全株式を譲り受け、「Ikebukuro BMW」と「MINI池袋」の運営を開始いたしました。

⑤財務戦略の概要

キャッシュ・フローを増大し、積極的に事業投資を行うとともに、安定的かつ継続的な株主還元として連結DOE３％以上を維持してまいります。

また、引き続き連結ROEを最重要指標のひとつと位置づけ、利益の拡大に最優先で取り組みながら投資収益性の向上を図り、財務の健全性に配慮しつつ連結ROE８％の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

区分		第64期 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	第65期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	第66期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第67期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第68期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高	(百万円)	236,350	237,342	230,168	231,697	209,454
営業利益	(百万円)	11,988	13,720	12,745	13,944	6,403
経常利益	(百万円)	13,060	15,307	14,472	16,421	8,250
当期純利益	(百万円)	6,179	8,402	7,590	9,786	4,609
1株当たり当期純利益	(円)	177.97	252.85	(注) 81.22	107.71	52.83
総資産	(百万円)	207,794	217,948	205,526	201,481	186,531
純資産	(百万円)	147,962	146,193	143,301	144,363	138,553
自己資本比率	(%)	71.0	66.8	69.5	71.5	74.2
連結株主資本純利益率[ROE]	(%)	4.1	5.7	5.3	6.8	3.3
連結配当性向	(%)	75.9	57.3	64.0	59.4	113.6(予定)
連結株主資本配当率[DOE]	(%)	3.2	3.3	3.4	4.1	3.7(予定)

(注) 当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり当期純利益については、第66期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

②当社の財産および損益の状況

区分		第64期 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	第65期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	第66期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第67期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第68期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高	(百万円)	194,715	195,601	187,298	183,758	166,828
営業利益	(百万円)	11,749	13,590	13,735	13,330	8,836
経常利益	(百万円)	12,437	15,148	15,231	14,911	11,063
当期純利益	(百万円)	7,876	8,835	8,659	9,370	3,301
1株当たり当期純利益	(円)	226.79	265.80	(注) 92.64	103.10	37.82
資本金	(百万円)	33,998	33,998	33,998	33,998	33,998
発行済株式総数	(株)	37,454,204	34,251,605	32,650,035	92,950,105	89,950,105
総資産	(百万円)	207,298	208,930	196,532	187,912	173,106
純資産	(百万円)	149,692	148,381	146,298	146,441	139,408

(注) 当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。
第66期の発行済株式総数については、株式分割前のものを表示しておりますが、1株当たり当期純利益については、第66期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 企業集団の主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループは、カー用品等の国内外への卸売・小売販売、車の買取・販売およびローンクレジット事業を行っております。さらにオートバックスグループへの店舗設備のリース、事務処理代行業、および損害保険代理店業を行っております。

当社グループの事業に係る位置づけおよび事業部門との関連は次のとおりであります。

区分	主要な事業内容
卸売部門	フランチャイズチェン加盟店等に対してカー用品などを卸売しております。主要な商品はタイヤ・ホイールおよびカーエレクトロニクスなどであります。
小売部門	主に一般消費者に対してカー用品等の販売、取付サービスおよび車の整備、車検ならびに車の買取・販売を行っております。主要な店舗ブランド名としましては、オートバックス、スーパーオートバックス、オートバックスセコハン市場、オートバックスカーズであります。
その他	主にフランチャイズチェン加盟法人に対する不動産や店舗設備のリースなどであります。

(7) 当社の主要な事業所 (平成27年3月31日現在)

本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号	
営業本部	北日本営業本部	仙台市泉区
	関東営業本部	千葉県市川市
	中部営業本部	名古屋市名東区
	関西営業本部	大阪市北区
	南日本営業本部	福岡市博多区
流通センター	東日本ロジスティクスセンター	千葉県市川市
	西日本ロジスティクスセンター	兵庫県三木市

(8) 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社オートバックス北海道	札幌市西区	100百万円	100.0%	カー用品小売業
オートバックスフランスS.A.S.	フランス ピエールレー	31,888千ユーロ	100.0%	カー用品小売業
株式会社オートバックスフィナンシャルサービス	東京都江東区	15百万円	100.0%	リース業

(9) 重要な関連会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ピューマ	富山県射水市	33百万円	31.5%	カー用品小売業
株式会社ファナス	東京都港区	200百万円	25.0%	カー用品小売業
株式会社バッファロー	埼玉県川口市	510百万円	24.2%	カー用品小売業

(10) 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

(単位：名)

主な部門の名称	使用人数	前連結会計年度比増減
卸売部門	584 (42)	△64 (1)
小売部門	3,127 (847)	△189 (△64)
全社 (共通)	552 (21)	50 (−)
合計	4,263 (910)	△203 (△63)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者は除いております。
2. 臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
3. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない部門に所属しているものであります。

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,049名	△17名	43.1歳	15.3年

(11) 主要な借入先および借入額 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,333
日本生命保険相互会社	900
株式会社三井住友銀行	653

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社の状況（平成27年３月31日現在）

（1）株式の状況

①発行可能株式総数　328,206,900株

②発行済株式の総数　89,950,105株
（自己株式3,404,570株含む）

③株主数　32,238名

④大株主の状況（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー）リ シルチェスター インターナショナル インベスターズ インターナショナル バリュー エクイティー トラスト	6,934	8.01
株式会社スミノホールディングス	6,268	7.24
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	4,065	4.69
公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団	3,990	4.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,442	3.97
株式会社Kホールディングス	2,800	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,573	2.97
株式会社スミショウホールディングス	2,400	2.77
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー）アカウント ノン トリーティー	2,385	2.75
株式会社リブフィールド	2,000	2.31

（注）１．持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
２．持株数は千株未満を、また、持株比率は小数点第３位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
３．シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、金融商品取引法第27条の25第１項に基づき、以下表のとおりに変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては平成27年３月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

変更報告書No.	提出日	保有株式数(千株)	保有割合 (%)
No.12	平成26年 4月17日	9,895	10.65
No.13	平成26年 6月13日	10,544	11.72
No.14	平成26年 6月27日	11,527	12.82
No.15	平成26年 7月22日	12,506	13.90
No.16	平成26年 8月 7日	13,501	15.01
No.17	平成26年 8月27日	14,451	16.07
No.18	平成26年11月19日	15,351	17.07

※保有割合は、発行済株式総数を分母に算出しております。
※保有株式数は千株未満を切り捨てて表示し、また、保有割合は小数点第3位以下を、四捨五入で表示しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

a.　自己株式の取得、処分等および保有　（単位：株）

前事業年度末における保有自己株式		3,403,912 …①
取得	単元未満株式の買取による取得	699 …② （取得価額の総額 1,203千円）
取得	会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得	3,000,000…③ （取得価額の総額5,050,391千円）
処分	単元未満株式の売渡による処分	41…④ （処分価額の総額 69千円）
処分	会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却	3,000,000 …⑤ （処分価額の総額4,520,094千円）
当事業年度末における保有自己株式		3,404,570 （①＋②＋③－④－⑤）

b.　主要株主について

前記のとおり、平成26年４月17日付で、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーより大量保有報告書の【変更報告書No.12】が関東財務局に提出されたため、当該報告書に基づき、同社が当社の主要株主となり、株主名簿上の確認はできないものの同社が実質的に大株主順位１位となったことで、当社の主要株主である筆頭株主に異動があった旨の適時開示を行っております。また、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号の規定に基づき、当社の主要株主の異動に係る臨時報告書を提出しております。

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況ならびに重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名		担当および重要な兼職の状況	兼職の内容	兼職先と当社の関係
代表取締役	湧田 節夫		社長執行役員 オートバックスチェン本部長	—	—
取締役	森本 弘徳		副社長執行役員　経営管理統括 兼 経理・財務担当	—	—
取締役	小林 喜夫巳		副社長執行役員 オートバックスチェン副本部長 兼 チェン企画統括 兼 店舗子会社戦略担当	—	—
取締役	松村 晃行		専務執行役員　商品統括 兼 商品企画・Ｅコマース担当	—	—
取締役	住野 耕三		常務執行役員　商品開発担当	—	—
取締役	田村 達也	社外取締役 独立役員	株式会社グローバル経営研究所	代表取締役	なし
			公益社団法人日本経済研究センター	監事	なし
			特定非営利活動法人 日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	代表理事 会長	当社は当該法人の賛助会員
			グッゲンハイム パートナーズ株式会社	監査役	なし
取締役	島崎 憲明	社外取締役 独立役員	BNPパリバ証券株式会社　経営諮問委員会	委員	なし
			日本証券業協会	公益理事 自主規制会議 議長	なし
			IFRS財団　アジア・オセアニア　オフィス	アドバイザー	なし
			日本公認会計士協会	顧問	なし
			SBIホールディングス株式会社	経営諮問 委員会委員	なし
			一般社団法人 XBRL Japan	会長	なし
取締役	小田村 初男	社外取締役 独立役員	株式会社タイトー	顧問	なし

地位	氏名		担当および重要な兼職の状況	兼職の内容	兼職先と当社の関係
常勤監査役	経森 康弘		—	—	—
常勤監査役	清原 敏樹	社外監査役 独立役員	—	—	—
監査役	池永 朝昭	社外監査役 独立役員	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	パートナー 弁護士	なし
			ムーディーズ・ジャパン株式会社	独立監督委員	なし
			ムーディーズSFジャパン株式会社	独立監督委員	なし
監査役	坂倉 裕司	社外監査役 独立役員	リレーションズJAPAN株式会社	代表取締役	なし
			株式会社フルキャストホールディングス	社外監査役	なし

（注）1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
（1）就任
平成26年６月24日開催の第67期定時株主総会において、新たに住野耕三氏および小田村初男氏は取締役に、経森康弘氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
（2）退任
平成26年６月24日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、経森康弘氏および服部範雄氏は取締役を、井手秀博氏は監査役を任期満了で退任いたしました。
2. 取締役のうち田村達也、島崎憲明および小田村初男の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち清原敏樹、池永朝昭および坂倉裕司の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役のうち田村達也、島崎憲明および小田村初男、また監査役のうち清原敏樹、池永朝昭および坂倉裕司の計６氏は、株式会社東京証券取引所に届出を行った独立役員であります。
5. 監査役に、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者が２名おります。監査役経森康弘氏は、当社において、取締役として経営に参画し、経理・財務統括執行役員を担当いたしました。また、社外監査役坂倉裕司氏は、総合商社において長年にわたる国際金融や資本市場を中心とした財務業務の経験を有しております。
6. 取締役の田村達也氏は、特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの代表理事を兼職しておりますが、当社は、当該法人が主催するガバナンス等に関する各種セミナーやイベントに参加することにより当社のガバナンスの推進・強化を図るため、当該法人の賛助会員として、年会費を支払っております。当期における同法人への年会費の支払いは100万円未満であり、当社の「社外役員の独立性要件」（24頁ご参照）に定める「取引の対価の支払額または受取額が、当社あるいは相手先の連結売上高の２％未満」の基準を満たしております。

②取締役および監査役の取締役会および監査役会の出欠状況

区分	氏名	取締役会			監査役会		
		定例(12回)	臨時(4回)	出席率(%)	定例(12回)	臨時(2回)	出席率(%)
取締役	湧田 節夫	12回	4回	100.0			
	森本 弘徳	11回	4回	93.7			
	小林 喜夫巳	12回	4回	100.0			
	松村 晃行	12回	4回	100.0			
	住野 耕三	10回	1回	100.0			
	田村 達也※	12回	3回	93.7			
	島崎 憲明※	12回	4回	100.0			
	小田村 初男※	10回	1回	100.0			
監査役	経森 康弘	10回	1回	100.0	9回	1回	100.0
	清原 敏樹※	12回	4回	100.0	12回	2回	100.0
	池永 朝昭※	12回	4回	100.0	12回	2回	100.0
	坂倉 裕司※	12回	4回	100.0	12回	2回	100.0

(注) 1．取締役の住野耕三氏と小田村初男氏、ならびに監査役の経森康弘氏は、平成26年６月24日就任のため、６月23日以前開催のものは除いております。これらの役員については、出席すべき定例取締役会は10回、臨時取締役会は１回となります。また、経森康弘氏の出席すべき定例監査役会は９回、臨時監査役会は１回となります。
2．社外役員につきましては、氏名の右に※を付記しております。

③取締役および監査役の報酬等

a. 取締役報酬等

イ．取締役報酬の方針

「フランチャイズシステムからなるオートバックスグループの企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を、オートバックスセブンの取締役として確保する」ことを、取締役報酬決定に関する基本方針とします。

ロ．報酬水準

報酬水準は、第三者機関による役員報酬に関する調査データを参考とし、また、業界における当社のポジション、目標達成の難易度および役位ごとの役割等を勘案して設定します。

ハ．報酬の構成と基本的な考え方

当社の取締役、執行役員に対する報酬は、基本報酬である固定報酬と、数値目標に対する達成度や株価の変動等、複数の評価指標によって変動する業績連動報酬により構成します。

業績連動報酬は、単年度計画に対する結果に応じて支払う単年度業績連動報酬と中期経営計画に対する結果に応じて支払う中期業績連動報酬から構成し、総報酬に占める業績連動報酬の割合は、執行役員としての役位が上位のものほど高くなるよう設計します。

なお、業績連動報酬は、あらかじめ役位別に設定した業績連動報酬基準額の0～180％の幅で変動し、目標達成度が100％の場合における総報酬に占める業績連動報酬の割合は、社長執行役員で40％を超えるように設計します。

ただし、業績連動報酬の性質上、業務執行から独立した立場である社外取締役は、業績連動報酬の支給対象とせず、固定報酬のみとします。

ニ．報酬決定のプロセス

当社の取締役・執行役員報酬制度及び報酬額は、社外取締役を委員長とし社外取締役を中心とした委員にて構成されるガバナンス委員会の諮問を経ることで、客観性・透明性を確保します。

b．監査役報酬等

当社の監査役に対する報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、監査役報酬は、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立した立場であることを考慮し、固定報酬のみとしております。

c．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	固定報酬		業績連動報酬		報酬等の総額(百万円)
	支給人員(名)	支給額(百万円)	支給人員(名)	支給見込額(百万円)	
取締役	10	241	—	—	241
うち社外取締役	4	36	—	—	36
監査役	5	67	—	—	67
うち社外監査役	3	42	—	—	42
合計	15	308	—	—	308

(注) 1．取締役報酬限度額：年額480百万円
(平成18年６月28日定時株主総会決議)
2．監査役報酬限度額：年額120百万円
(平成18年６月28日定時株主総会決議)
3．上記には、平成26年６月24日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役１名）および監査役１名を含んでおります。
4．上記のほか、第67期の業績連動報酬として、社内取締役５名に対し、68百万円を支払っております。

④責任限定契約の内容の概要

イ．当社は、社外取締役３名と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第１項に定める下記a)およびb)の金額の合計金額のいずれか高い額となります。

a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に２を乗じて得た額。

b) 当社の新株予約権（会社法第２条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第３項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

ロ．当社は、社外監査役３名と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円または会社法第425条第１項に定める下記a)およびb)の金額の合計金額のいずれか高い額となります。

a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に２を乗じて得た額。

b) 当社の新株予約権（会社法第２条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第３項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

⑤社外役員に関する事項

a. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	田村 達也	財務およびコーポレート・ガバナンスに関する高い見識と社外取締役としての豊富な経験に基づき、適時、適切な発言を行うなど、当社の経営の監督機能を十分に担っております。また、ガバナンス委員会の委員長として当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
	島崎 憲明	会計、税務、財務に関する高い見識と、経営者としての幅広くかつ豊富な経験に基づき、執行部門に対して積極的な助言を行うとともに、適時、適切な発言を行うことにより当社の経営の監督機能を十分に担っております。 また、ガバナンス委員会の委員を務め、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
	小田村 初男	反社会的勢力の排除を含むリスクマネジメントや危機管理ならびに道路交通関連などに関する豊富な経験や見識に基づき、適時、適切な発言を行うなど、当社の経営の監督機能を十分に担っております。 また、ガバナンス委員会の委員を務め、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
監査役	清原 敏樹	企画、財務、会計の多角的視点と経営者としての豊富な経験に基づき、独立の立場から経営を監視し、必要に応じて執行側へ説明を求め、適時、適切な発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。
	池永 朝昭	法律の専門家として高い見識と豊富な経験に基づき、独立の立場から経営を監視し、必要に応じて執行側へ説明を求め、適時、適切な発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。
	坂倉 裕司	財務、金融、会計に関する高い見識と経営者としての豊富な経験に基づき、独立の立場から経営を監視し、必要に応じて執行側へ説明を求め、適時、適切な発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。

b. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当ありません。

c. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当ありません。

(3) 会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	80
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるオートバックスフランスS.A.S.は、デロイト アンド アソシエの監査を受けております。

③非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、社内経理研修およびIFRS（国際財務報告基準）対応のための助言・指導についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

3 会社の体制および方針

(1) コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、株式会社東京証券取引所が平成27年６月１日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」について、当社の経営の透明性・公正性を担保しつつ、迅速・果断な経営判断を下すために取り組むべき重要な課題と認識しており、持続的な利益成長と適切な企業統治の両輪により、中長期的に企業価値を向上させることを目指し、引き続き検討してまいります。

なお、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則のうち、当社が既に整備している主な項目は以下のとおりです。

①基本原則１　株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の皆様の平等性を確保するため、議決権電子行使プラットフォームへの参加や、当社ホームページへの英文の招集通知の掲載を行うなど、株主様の利便性向上に努めるほか、招集通知の早期発送、株主総会集中日開催の回避など、株主様の権利行使の環境整備にも努めております。

また、当社は、経営の最重要指標としてROEを掲げ、株主価値のさらなる向上に努めるとともに、その状況や取り組みについては、当社ホームページへの掲載やアナリスト・機関投資家向け決算説明会、個人投資家向け会社説明会などにより説明を行っております。

②基本原則２　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、当社の社会へのかかわりや、果たすべき役割と責任を示す指針として経営理念を策定し、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、あらゆる企業活動の実践において、すべてのステークホルダーの方々と信頼関係を深めながらともに成長していくことを目指して、行動規範・行動指針を定め、当社ホームページにて開示しております。

また、当社グループでは、グループ内における相互監視機能、役員および従業員のコンプライアンスへの意識向上を図るとともに、行動規範・行動指針から外れた行動を早期発見するために、情報提供者の秘匿と不利益取り扱いの禁止に関する社内規程を整備したうえで、グループ内通報制度を導入しております。

③基本原則３　適切な情報開示と透明性の確保

当社は、経営の透明性を高め、株主、投資家の皆様に正しく評価・理解していただくため、適時開示方針や情報開示に関する行動規範、情報開示に関するルールを定めるなど適時開示体制を整備し、正確な企業情報の適時・適切な開示に努めております。また、当社ホームページをはじめ様々な媒体を通じて、決算だけではなく月次売上などの財務情報のほか、経営理念や経営計画、CSRやコーポレート・ガバナンスに関する情報、店舗や商品などの事業に関する情報など、株主の皆様にとって有用性の高い情報を幅広く積極的に開示するよう努めております。

また、外部会計監査人による適正な監査を確保するために、代表取締役や内部監査部門、監査役などとの間で定期的な情報交換、コミュニケーションを図っております。

④基本原則４　取締役会等の責務

当社は、社外役員の選任にあたり独立性を有することを最も重要な要件としており、独自の独立性要件を定め、社外役員６名（社外取締役３名、社外監査役３名）全員を独立役員としております。当連結会計年度におきましては、取締役会で定めた戦略的な方向付けに基づき全取締役による当社グループの中長期的な成長戦略に関する集中的な議論を実施いたしました。

また、当社のコーポレート・ガバナンス全般に関する取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会において、役員報酬に関する方針を定め、中期業績とも連動した役員報酬の設計を行うほか、取締役候補者および役付執行役員候補者の指名に関して適切な検討を行っております。

監査役は独立した立場において、社内の重要会議にも積極的に出席し、取締役会において経営陣に対して客観的かつ適切な意見を述べております。

⑤基本原則５　株主との対話

当社は、IRの専任部署およびIRの担当役員を設置し、積極的な株主、投資家の皆様との対話に努め、ホームページなどを通じた情報開示や決算説明会、アナリスト・機関投資家との個別面談、海外IRなど、株主、投資家の皆様との積極的な対話に関する活動を積極的に行っております。

IR活動については、代表取締役社長執行役員が中心となり実施するとともに、他の取締役、執行役員についても積極的に参加しております。また、それらのIR活動の結果については、取締役会において都度共有するだけではなく、専任部署からレポートを発信するなど、取締役、監査役をはじめ執行役員にも適時、適切なフィードバックを実施しております。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性および効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守ならびに資産の保全を目的として、改正会社法第362条第５項および同法同条第４項第６号ならびに改正会社法施行規則第100条第１項および同規則同条第３項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を平成27年３月27日開催の取締役会の決議により定めております。

「内部統制システム構築の基本方針」

①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1）取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
2）取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置し、取締役、役付執行役員の指名および報酬ならびにその他ガバナンスに関する事項について諮問することで、意思決定プロセスの透明性、客観性を高める。
3）役員および従業員は、「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
4）コンプライアンスに係る規程を定め、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下にコンプライアンス担当部門を設け、コンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
5）当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
6）法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる「オレンジホットライン」（グループ内通報制度）を設置する。
7）監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
8）内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
9）反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会」、「経営会議」、その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長執行役員その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立する。
2）代表取締役社長執行役員を委員長とするリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント年度方針を策定し、当該方針およびリスクマネジメントに係る規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。

3）重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、リスクマネジメント委員長である代表取締役社長執行役員が「危機対応本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
4）監査役および内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つ。
2）取締役会は、執行役員の合意形成の場として「経営会議」を設置する。経営会議は、取締役会付議事項に係る事前審議等を行い、取締役会に対して、事前審議結果を含む、意思決定に十分な情報を提供する。
3）取締役会は中期経営計画および年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
4）取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
5）代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および執行役員の職務の執行を統括する。
また、業務執行取締役および執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

⑤次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は、当社が定める関係会社管理規程および同規程にもとづく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
・当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、月一回開催する取締役会または経営会議に当社執行役員または従業員が参加することを求める。
2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
・当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスクマネジメント委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針および運用方針を策定する。
・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

4）子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社は子会社に、その役員および従業員が「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。

・当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。

・当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。

・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置したオレンジホットラインを利用する体制を構築させる。

5）その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。

・当社の監査役および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社では、監査役の職務を補助するため、専任の従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

⑦前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮・命令に服する。人事考課は監査役会が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

⑨次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

1）当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制

・取締役および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

・取締役、執行役員および従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

・取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

2）子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

・子会社の役員および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはオレンジホットラインに通報する。

・当社内部監査部、法務部、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

・オレンジホットラインの担当部門は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役および取締役会に対して報告する。

⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1）監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
2）監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
2）監査役は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。
3）監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
4）監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

当社は、取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制担当部門を中心に、リスク管理体制の整備を含む内部統制システムの構築および運用を行っておりますので、ご参考までに平成26年度の運用状況の概略をご説明いたします。

平成26年度は、特に以下のリスク管理体制、コンプライアンス体制および子会社統制について重点的に取り組み、強化を図りました。

①会社法における内部統制システムおよび金融商品取引法における内部統制を全社的に俯瞰・統制する組織体制整備のため設置している「内部統制管理部」に子会社の業務執行状況の監視機能を集中。
②BCP（災害時の事業継続計画）の見直しと策定
③反社会的勢力対応体制の整備
④インサイダー取引規制に関する勉強会開催と教育プログラム実施
⑤子会社社長会開催による、方針、重要事項等の徹底
⑥監査役監査を支える体制や監査役の使用人等からの情報収集に関する体制に係る規定の充実、具体化

なお、内部統制システムの構築および運用状況については、適宜、取締役会に報告され、また監査役および内部監査部門は、業務監査や内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を継続的に監査するとともに、内部統制の不備については是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

経営・業務執行体制

（平成27年４月１日現在）

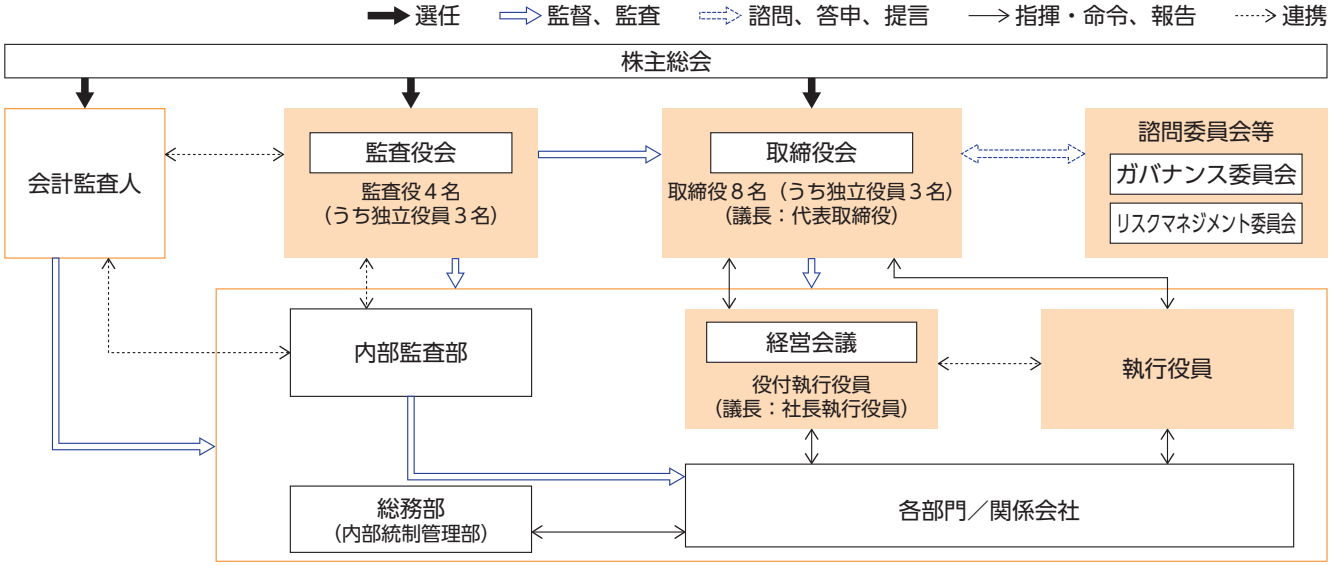

【ガバナンス委員会】
■委　員　長：社外取締役（独立役員）
■委　　員：社外取締役（独立役員）２名　および代表取締役
■オブザーバー：社外監査役（独立役員）３名
■役　　割：取締役会に対する次の事項に関する答申または提言
・役員および役付執行役員候補者
・取締役および執行役員の報酬体系
・ガバナンスに関わるその他の事項

【リスクマネジメント委員会】
■委　員　長：代表取締役社長執行役員
■委　　員：取締役兼務執行役員
法務・総務担当執行役員
■オブザーバー：社外取締役（独立役員）３名
全監査役
■役　　割：リスクマネジメントの円滑、適正な推進

(3) 会社支配に関する方針

当社は、平成22年３月25日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」につき、以下のとおり、決定しております。

当社は、昭和49年にオートバックス第１号店を出店して以来、一貫してオートバックス本部、直営店および当社とフランチャイズ契約を締結する国内外の加盟店で構成するオートバックスフランチャイズチェンを充実、発展させることにより、お客様の豊かなカーライフに貢献することを目指してまいりました。

現在においても、当時の理念を継承し、「常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造する」ことを経営理念として掲げ、「クルマのことならオートバックス」とお客様からの支持・信頼を獲得することに当社グループは一丸となって取り組んでおります。

今後につきましても、オートバックスフランチャイズチェンのさらなる発展を目指すとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスおよびIRの強化に努め、当社グループの経営の透明性を一層向上することが株主を始めとするステークホルダーの皆様の利益の極大化に資するものと考えております。

したがいまして、当社の財務および事業方針の決定を支配する者としては、オートバックスフランチャイズチェンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者でなければならないと確信しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、持続的な利益成長による企業価値の向上に努めております。当社の利益配分の考え方は、事業継続に必要な手元資金を確保しつつ、連結株主資本配当率（DOE）３％以上を維持し、経営環境、財務の安定性および収益の状況を総合的に勘案した利益還元を基本方針としております。

期末配当につきましては、当初予定通りの１株当たり30円を実施する予定であります。その結果、年間配当につきましては60円となる予定であります。なお、連結株主資本配当率（DOE）は3.7%となります。

次期につきましても引き続き、配当の基本方針のもと、株主還元の強化を図るため、中間・期末とも１株当たり30円とし、年間60円の配当を実施する予定であります。

直近３連結会計年度における配当と自己株式の取得の実施状況

※第68期定時株主総会における剰余金の処分の件に係る議案が可決されることを想定した数値

	第66期 平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	第67期 平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	第68期（予定） 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで
１株当たり配当金（年間）	156円	64円	60円
配当金総額（年間）	4,812百万円	5,763百万円	5,192百万円
連結配当性向	64.0%	59.4%	113.6%
自己株式の取得額	7,195百万円	4,592百万円	5,051百万円
総還元性向	158.2%	105.8%	222.2%

（注）当社は、平成25年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。
第66期の数値については当該株式分割前の実際の1株当たり配当金を記載しております。

第68期 連結計算書類 (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで)

連結貸借対照表（平成27年３月31日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**113,425**	**流動負債**	**34,530**
現金及び預金	42,744	支払手形及び買掛金	12,814
受取手形及び売掛金	18,665	短期借入金	2,927
リース投資資産	10,999	１年内償還予定の社債	15
商品	16,798	リース債務	206
繰延税金資産	2,110	未払金	11,213
短期貸付金	67	未払法人税等	1,876
未収入金	19,718	ポイント引当金	521
その他	2,405	事業再構築引当金	81
貸倒引当金	△ 85	その他	4,873
固定資産	**73,106**	**固定負債**	**13,447**
有形固定資産	**39,806**	長期借入金	2,197
建物及び構築物	13,333	リース債務	1,512
機械装置及び運搬具	1,046	繰延税金負債	103
工具、器具及び備品	2,137	役員退職慰労引当金	88
土地	22,073	退職給付に係る負債	82
リース資産	483	資産除去債務	2,154
建設仮勘定	732	その他	7,309
無形固定資産	**6,470**	**負債合計**	**47,978**
のれん	740	(純資産の部)	
ソフトウエア	4,987	**株主資本**	**135,436**
その他	742	資本金	33,998
投資その他の資産	**26,830**	資本剰余金	34,278
投資有価証券	7,559	利益剰余金	72,859
長期貸付金	231	自己株式	△ 5,699
繰延税金資産	771	**その他包括利益累計額**	**2,901**
差入保証金	17,015	その他有価証券評価差額金	2,224
その他	1,547	為替換算調整勘定	676
貸倒引当金	△ 296	**少数株主持分**	**215**
資産合計	**186,531**	**純資産合計**	**138,553**
		負債・純資産合計	**186,531**

連結損益計算書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		209,454
売上原価		142,552
売上総利益		**66,902**
販売費及び一般管理費		60,498
営業利益		**6,403**
営業外収益		
受取利息	81	
受取配当金	102	
持分法による投資利益	6	
受取手数料	382	
情報機器賃貸料	1,394	
受取保険金	303	
その他	1,556	3,828
営業外費用		
支払利息	62	
情報機器賃貸費用	1,176	
固定資産除却損	89	
その他	654	1,982
経常利益		**8,250**
特別利益		
固定資産売却益	125	
投資有価証券売却益	658	
関係会社株式売却益	401	1,185
特別損失		
固定資産売却損	118	
減損損失	265	383
税金等調整前当期純利益		**9,052**
法人税、住民税及び事業税	4,174	
法人税等調整額	302	4,476
少数株主損益調整前当期純利益		**4,576**
少数株主損失		33
当期純利益		**4,609**

連結株主資本等変動計算書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	33,998	34,278	78,679	△ 5,165	141,790
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 5,909		△ 5,909
当期純利益			4,609		4,609
自己株式の取得				△ 5,053	△ 5,053
自己株式の消却			△ 4,520	4,520	—
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△ 5,820	△ 533	△ 6,353
当連結会計年度末残高	33,998	34,278	72,859	△ 5,699	135,436

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,588	599	2,188	384	144,363
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△ 5,909
当期純利益					4,609
自己株式の取得					△ 5,053
自己株式の消却					—
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	635	77	713	△ 168	544
当連結会計年度変動額合計	635	77	713	△ 168	△ 5,809
当連結会計年度末残高	2,224	676	2,901	215	138,553

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

30社（新規　1社　　除外　4社）

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社オートバックス北海道
オートバックスフランスＳ．Ａ．Ｓ．
株式会社オートバックスフィナンシャルサービス

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

9社（新規　1社　　除外　－社）

(2) 主要な持分法適用関連会社の名称

株式会社ピューマ
株式会社ファナス
株式会社バッファロー

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たり、決算日が連結決算日と異なる海外子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券
償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ
時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

卸売部門
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
小売部門
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

店舗用建物及び構築物
当社グループが独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。

建物及び構築物	3～20年

上記以外のもの

建物及び構築物	3～45年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当社グループにおける利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

国内連結会社は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、当連結会計年度末において顧客に付与したポイントのうち将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③事業再構築引当金

事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員の退職金制度を見直し、一部を除き平成17年4月以降対応分については引当計上を行っておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社の一部は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算しております。その結果発生する換算差額は、純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　通貨スワップ

ヘッジ対象　　外貨建買掛金

③ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法

外貨建取引に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で、外貨建買掛金の残高および予定取引高の範囲内でヘッジする方針であり、有効性の評価を行い、経理部門においてチェックする体制をとっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な期間に基づく定額法により償却を行っております。

(9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1．担保に供している資産

建物及び構築物	26百万円
土地	242百万円
計	268百万円

担保に係る債務

買掛金	130百万円
短期借入金	400百万円
長期借入金	183百万円
計	713百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額

41,951百万円

3．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結損益計算書に関する注記〕

1．減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用　途	場　所	種　類	減損損失（百万円）
店　舗	オートバックス柳井南町店（山口県柳井市）	建物等、その他	113
店　舗	BONNEUIL（フランス）	のれん	88
店　舗	オートバックス丸亀土器店（香川県丸亀市）	建物等、その他	43
遊休資産	旧）セコハン高崎店（群馬県高崎市）	土地	19

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産および賃貸資産については当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

地価の下落により土地の時価が取得価額に比べて下落し、営業損益が継続してマイナス、又は当初予定していた収益が見込めなくなった店舗、事業所や退店が決まった店舗等において、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として245百万円計上しております。

遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として19百万円計上しております。

減損損失の内訳は、建物等144百万円、のれん88百万円、土地19百万円およびその他13百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。

店舗の正味売却価額については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、もしくは路線価等を基準に算定しており、使用価値の算定にあたっての割引率は、加重平均資本コスト（WACC）7.19%を使用しております。遊休資産については、売却見込価額を基準に算定しております。

2．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　89,950,105株

2．配当に関する事項

(1)　配当金支払金額

決　議	株式の種　類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効　力発生日
平成26年6月24日定時株主総会	普通株式	3,313	37	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年10月30日取締役会	普通株式	2,596	30	平成26年9月30日	平成26年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決　議	株式の種　類	配当金の総額(百万円)	配当の原　資	1株当たり配当額(円)	基準日	効　力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	2,596	利　益剰余金	30	平成27年3月31日	平成27年6月25日

〔金融商品に関する注記〕

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らし、必要に応じて主に銀行借入によって資金を調達しております。また、一時的な待機資金は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に上場株式を含むその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期貸付金および長期貸付金はフランチャイズチェン加盟法人に対するものであり、当該法人の信用リスクに晒されております。

当社グループの店舗建物は、ほとんどが独自の仕様であり、貸主より賃借し、フランチャイズチェン加盟法人へ転貸しております。差入保証金の主なものは、当該契約に基づき貸主に差し入れているものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

リース投資資産の主なものは、上記店舗建物のうち、当社が所有する資産をフランチャイズチェン加盟法人へリースしているものであり、当該法人の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債は、主に運転資金および設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後５年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権および貸付金について、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

その他有価証券のうち社債等の債券については、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、財務状況や市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、為替や金利等の変動リスクについては金額的重要性が軽微であるため、記載を省略しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、そのほとんどがグループファイナンス制度によって当社から資金調達を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2．参照）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)
(1) 現金及び預金	42,744	42,744	－
(2) 受取手形及び売掛金	18,665		
貸倒引当金　※1	△ 60		
	18,605	18,590	△ 14
(3) リース投資資産　※2	10,871	12,705	1,833
(4) 短期貸付金	67	73	5
(5) 未収入金	19,718	19,718	－
(6) 投資有価証券	6,692	6,102	△ 589
(7) 長期貸付金	231	247	15
(8) 差入保証金	17,015	16,341	△ 674
資　産　計	115,947	116,523	575
(1) 支払手形及び買掛金	12,814	12,814	－
(2) 短期借入金	2,927	2,934	7
(3) １年内償還予定の社債	15	14	△ 0
(4) リース債務（流動負債）	206	296	89
(5) 未払金	11,213	11,213	－
(6) 未払法人税等	1,876	1,876	－
(7) 長期借入金	2,197	2,185	△ 12
(8) リース債務（固定負債）	1,512	1,860	347
負　債　計	32,764	33,196	432

※１．個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
※２．連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額127百万円であります。
（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) リース投資資産、

(4) 短期貸付金、(7) 長期貸付金、(8) 差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、(4) リース債務（流動負債）、

(7) 長期借入金、(8) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) １年内償還予定の社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	867

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 投資有価証券」に含めておりません。

〔１株当たり情報に関する注記〕

１．１株当たり純資産額　1,598円97銭
２．１株当たり当期純利益　52円83銭

〔重要な後発事象〕

１．自己株式取得の決議

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上および株主還元の強化を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	2,500,000株（上限）
③株式の取得価額の総額	5,500百万円（上限）
④取得期間	平成27年５月13日から 平成28年２月29日まで

２．自己株式消却の決議

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類　当社普通株式
(2) 消却する株式の総数　3,000,000株
(3) 消却予定日　平成27年５月15日

〔その他〕

当社が加入する「大阪自動車整備厚生年金基金」は、平成27年４月13日開催の代議員会において、基金解散認可申請を行うことを決議し、平成27年４月22日に厚生労働大臣への解散申請手続きを行いました。なお同基金の解散に伴う費用は発生しない見込みであります。

第68期 計算書類 (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで)

貸借対照表（平成27年３月31日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**89,726**	**流動負債**	**21,766**
現金及び預金	39,941	買掛金	10,838
受取手形	41	短期借入金	2,027
売掛金	10,224	リース債務	275
リース投資資産	15,007	未払金	3,064
商品	6,300	未払費用	921
前払費用	1,039	未払法人税等	1,734
繰延税金資産	627	預り金	1,939
短期貸付金	6,649	前受収益	805
未収入金	9,018	ポイント引当金	44
その他	966	事業再構築引当金	78
貸倒引当金	△ 90	その他	38
固定資産	**83,379**	**固定負債**	**11,930**
有形固定資産	**32,015**	長期借入金	1,800
建物	7,210	リース債務	1,635
構築物	964	預り保証金	7,367
機械及び装置	602	資産除去債務	1,019
車両運搬具	79	その他	107
工具、器具及び備品	547	**負債合計**	**33,697**
土地	21,896	(純資産の部)	
建設仮勘定	714	**株主資本**	**137,206**
無形固定資産	**5,456**	**資本金**	**33,998**
借地権	641	**資本剰余金**	**34,278**
ソフトウエア	4,800	資本準備金	34,278
その他	15	**利益剰余金**	**74,589**
投資その他の資産	**45,907**	利益準備金	1,296
投資有価証券	5,759	その他利益剰余金	73,292
関係会社株式	10,946	事業拡張積立金	665
長期貸付金	47	資産圧縮積立金	780
関係会社長期貸付金	11,441	特別償却準備金	151
長期前払費用	871	別途積立金	66,350
繰延税金資産	255	繰越利益剰余金	5,345
差入保証金	16,412	**自己株式**	**△ 5,660**
その他	438	**評価・換算差額等**	**2,202**
貸倒引当金	△ 265	その他有価証券評価差額金	2,202
資産合計	**173,106**	**純資産合計**	**139,408**
		負債・純資産合計	**173,106**

損益計算書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		166,828
売上原価		132,154
売上総利益		**34,673**
販売費及び一般管理費		25,837
営業利益		**8,836**
営業外収益		
受取利息	169	
受取配当金	1,685	
受取手数料	134	
情報機器賃貸料	1,960	
受取保険金	152	
その他	282	4,384
営業外費用		
支払利息	46	
情報機器賃貸費用	1,653	
その他	456	2,156
経常利益		**11,063**
特別利益		
固定資産売却益	123	
投資有価証券売却益	655	
関係会社株式売却益	317	1,097
特別損失		
固定資産売却損	117	
関係会社株式評価損	4,949	
減損損失	160	5,227
税引前当期純利益		**6,933**
法人税、住民税及び事業税	3,868	
法人税等調整額	△ 236	3,631
当期純利益		**3,301**

株主資本等変動計算書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					事業拡張積立金	資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	745	169	66,350	12,490	81,717
当期変動額										
剰余金の配当									△ 5,909	△ 5,909
当期純利益									3,301	3,301
資産圧縮積立金の積立						34			△ 34	—
資産圧縮積立金の取崩						△ 0			0	—
特別償却準備金の積立							6		△ 6	—
特別償却準備金の取崩							△ 24		24	—
自己株式の取得										
自己株式の消却									△ 4,520	△ 4,520
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	34	△ 17	—	△ 7,144	△ 7,128
当期末残高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	780	151	66,350	5,345	74,589

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 5,128	144,865	1,575	1,575	146,441
当期変動額					
剰余金の配当		△ 5,909			△ 5,909
当期純利益		3,301			3,301
資産圧縮積立金の積立		—			—
資産圧縮積立金の取崩		—			—
特別償却準備金の積立		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
自己株式の取得	△ 5,051	△ 5,051			△ 5,051
自己株式の消却	4,520	—			—
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			627	627	627
当期変動額合計	△ 531	△ 7,659	627	627	△ 7,032
当期末残高	△ 5,660	137,206	2,202	2,202	139,408

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①卸売部門

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②小売部門

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

①店舗用建物及び構築物

当社が独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。

建物	3～20年
構築物	3～20年

②上記以外のもの

建物	3～45年
構築物	3～30年
機械及び装置	5～15年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、当事業年度末において顧客に付与したポイントのうち将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) 事業再構築引当金

事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、投資金額および債権金額を超えて負担することとなる損失見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　通貨スワップ

ヘッジ対象　　外貨建買掛金

(3) ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法

外貨建取引に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で、外貨建買掛金の残高および予定取引高の範囲内でヘッジする方針であり、有効性の評価を行い、経理部門においてチェックする体制をとっております。

7．その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1．有形固定資産の減価償却累計額　　21,708百万円

2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	16,917百万円
(2) 短期金銭債務	3,070百万円
(3) 長期金銭債務	1,398百万円

3．貸出コミットメント

貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	26,260百万円
貸出実行残高	14,031百万円
差引額	12,228百万円

なお、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

4．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔損益計算書に関する注記〕

1．関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高	60,130百万円
仕入高	8,746百万円
その他の営業取引	1,980百万円
(2) 営業取引以外の取引高	2,730百万円

2．減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用　途	場　所	種　類	減損損失(百万円)
店　舗	オートバックス柳井南町店(山口県柳井市)	建物等	112
店　舗	オートバックス丸亀土器店(香川県丸亀市)	建物等	28
遊休資産	旧セコハン高崎店(群馬県高崎市)	土　地	19

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産および賃貸資産については当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

地価の下落により土地の時価が取得価額に比べて下落し、営業損益が継続してマイナス、又は当初予定していた収益が見込めなくなった店舗等において、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として140百万円計上しております。

遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として19百万円計上しております。

減損損失の内訳は、建物等140百万円および土地19百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。

店舗の正味売却価額については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、もしくは路線価等を基準に算定しており、使用価値の算定にあたっての割引率は、加重平均資本コスト（WACC）7.19%を使用しております。

3．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,404,570株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

(流動の部)		
繰延税金資産		
未払金否認		144
未払事業税		161
商品評価損否認		83
貸倒引当金損金算入限度超過額		6
商品仕入割戻配賦額否認		14
事業再構築引当金否認		25
リース原価損金算入限度超過額		143
その他		94
繰延税金資産合計		675
繰延税金負債		
その他	△	48
繰延税金負債合計	△	48
繰延税金資産の純額		627
(固定の部)		
繰延税金資産		
減価償却費損金算入限度超過額		643
減損損失		1,375
関係会社株式評価損否認		3,761
投資有価証券評価損否認		101
貸倒引当金損金算入限度超過額		18
債権譲渡損失否認		1,021
資産除去債務否認		326
その他		386
繰延税金資産小計		7,634
評価性引当額	△	5,804
繰延税金資産合計		1,830
繰延税金負債		
資産圧縮積立金	△	367
特別償却準備金	△	71
その他有価証券評価差額金	△	1,036
その他	△	99
繰延税金負債合計	△	1,574
繰延税金資産の純額		255

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資

産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の36.0%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、64百万円減少し、法人税等調整額が161百万円、その他有価証券評価差額金が97百万円、それぞれ増加しております。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等　　（単位：百万円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内　容
子会社	㈱オートバックスフィナンシャルサービス	所有 直接　100%	資金の援助	資金貸付（注）
		取引金額	科　目	期末残高
		10,772	短期貸付金	3,905
			関係会社長期貸付金	8,180

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。

２．運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約（極度額19,000百万円）を締結しております。

〔１株当たり情報に関する注記〕

１．１株当たり純資産額　　1,610円82銭

２．１株当たり当期純利益　　37円82銭

〔重要な後発事象〕

１．自己株式取得の決議

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

（1）自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および株主還元の強化を図るため

（2）取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類　　当社普通株式

②取得し得る株式の総数　　2,500,000株（上限）

③株式の取得価額の総額　　5,500百万円（上限）

④取得期間　　平成27年５月13日から平成28年２月29日まで

２．自己株式消却の決議

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

（1）消却する株式の種類　　当社普通株式

（2）消却する株式の総数　　3,000,000株

（3）消却予定日　　平成27年５月15日

〔その他〕

当社が加入する「大阪自動車整備厚生年金基金」は、平成27年４月13日開催の代議員会において、基金解散認可申請を行うことを決議し、平成27年４月22日に厚生労働大臣への解散申請手続きを行いました。なお同基金の解散に伴う費用は発生しない見込みであります。

第68期 監査報告書（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社　オートバックスセブン
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日　下　靖　規　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　川　喜　裕　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートバックスセブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社　オートバックスセブン
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　日　下　靖　規　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　川　喜　裕　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針（株式会社の支配に関する基本方針）については、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を受けるとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

株式会社オートバックスセブン　監査役会

常勤監査役	経森康弘 ㊞
常勤監査役（社外監査役）	清原敏樹 ㊞
社外監査役	池永朝昭 ㊞
社外監査役	坂倉裕司 ㊞

以　上

MEMO

株主総会 会場案内図

東京都江東区東陽六丁目３番３号

ホテル イースト21東京
１階　イースト21ホール

●「東陽町駅」１番出口より徒歩７分
●「錦糸町駅」南口３番乗り場より都営バス〈東22〉で15分、「豊住橋」下車
●ホテル駐車場は、時間により満車となる場合がございます。
　あらかじめご了承ください。



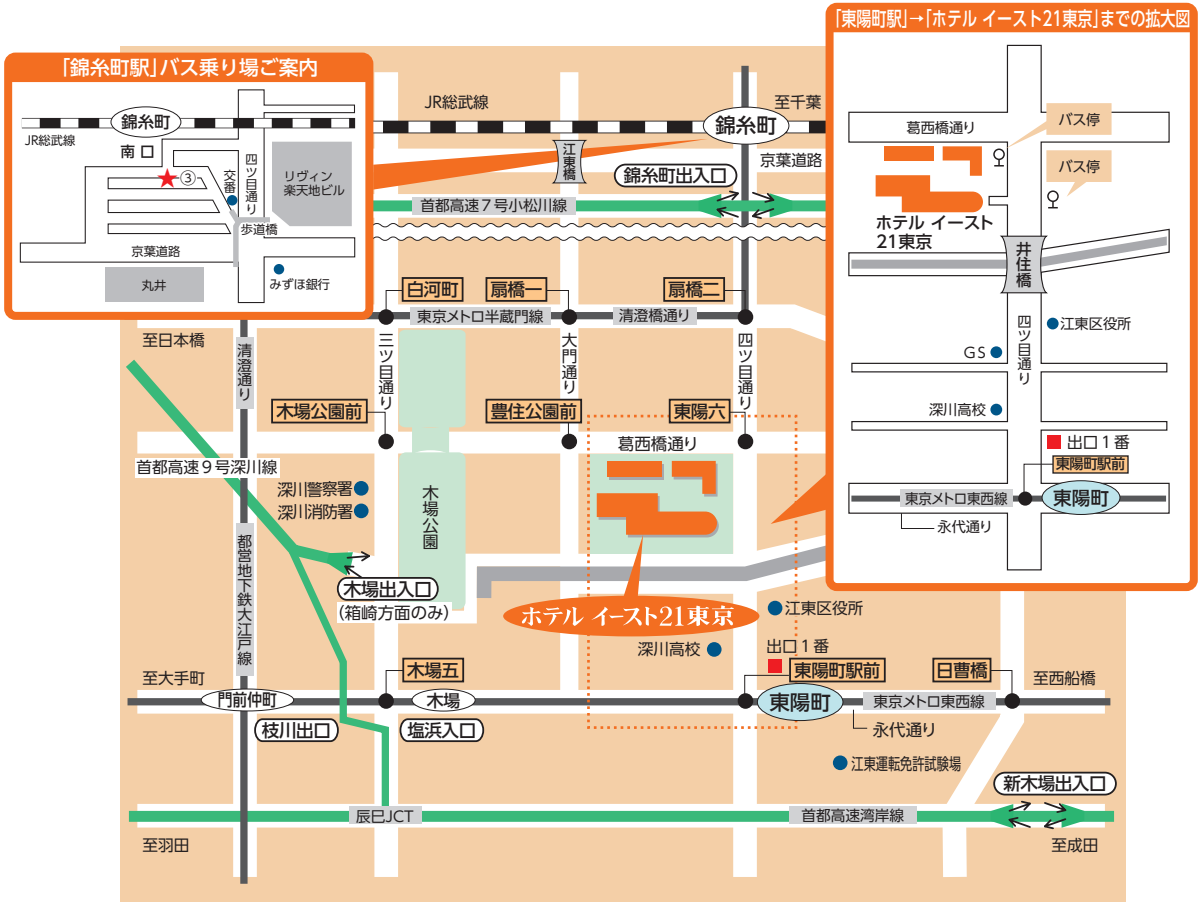

クルマのことなら オートバックス

UD FONT
ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。